

「介護の社会化」と介護保険制度

～ 家族介護に焦点をあてて～

中野 いずみ

“Socialization of Care” and the Long-term Care Insurance System :
Focusing on Care by Family Members

Izumi NAKANO

はじめに

介護保険制度が実施されてから10年余が経過した。同制度は発足当初からサービス基盤の整備や超高齢社会に向けた財政基盤の課題をかかえてのスタートだったが、今や後期高齢者医療制度や障害者自立支援法のような法制度そのものの廃止まで後戻りする議論は起きていない。数々の課題はかかえつつも、この制度は国民に受け入れつつあると言ってよいであろう。

目下、社会保障審議会介護保険部会では、2012年の介護保険法改正に向けて、10年の成果と課題を検討する本格的議論が行われている。その内容は、財政的安定確保のための保険料や公費の負担問題はもちろんのこと、施設・住まい・在宅・地域密着サービスの給付や保険者のあり方、介護人材の確保と処遇の改善策まで広範囲にわたる見直しである（本誌の発行時期には集約に入っている予定）。そうした政府の動きに対し、2010年頃から識者や専門職者、市民団体、事業者団体側から見直しについてのさまざまな意見や提案が表明されている。中には要介護認定のあり方についての見直しや廃止論などの抜本的な改革論も登場し、審議会の部会以外でも議論が活発化している。¹⁾

介護保険制度は、法でうたわれているように国民の共同連帯の理念と利用者個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援する目的で創設され

た新たな制度である。この制度の創設にジェンダーの視点からは、従来の家族という私的介護の問題から社会的領域の問題へと移行し、嫁、娘を中心とする女性の過重な負担が軽減されるであろうという期待感があった。その後、介護保険制度の評価研究においては、ホームヘルパーを主体とする在宅介護体勢がどこまで進んだか、また介護者の負担軽減によって『介護の社会化』の進捗状況を分析する研究などが報告されている。こうした調査研究からも介護負担の問題は未だ残されていることが明らかであり、当事者とその家族からも社会化が進んでいないことへの苛立ちの声が聞かれる。²⁾

そこで本稿は、改めて「介護の社会化」の意味を確認し、介護保険制度発足前後の政府の審議会等の答申資料、介護保険制度発足後の文献等により、社会化のとらえ方について論考する。「介護の社会化」という用語に着目する理由は、すでに教科書のキーワードや社会福祉関係の辞典に記載される用語でありながら、最近の文献や発言ではその言葉を用いる人によって意味合いがあいまいになりがちになり、それが介護保険制度の問題認識にも関連しているのではないかと考えるからである。

ケアの社会化、介護の社会化については、ここ数年、家族社会学、臨床社会学等の研究者によるケア論についての著作、対談等が相次いでいる。それらの知見も参考とするが、まず始めに語義を

明確にした上で社会福祉の発展過程における「介護の社会化」の意味を明らかにする。そして社会化における家族介護の位置づけ、及び家族介護の評価に焦点をあてて、今後の課題を展望する。

なお、「介護の社会化」は、障害者、高齢者の介護において広く使われる用語ではあるが、本稿では、高齢化による介護問題の深刻化にともなって、新たな高齢者の介護システムが求められていった1990年代以降、関係の文献等で表現されている「介護の社会化」の意味について言及する。

1. 「介護の社会化」の語義と背景

始めに「社会化」の一般的な語義について整理する。『大辞泉 増補・新装版』(1998)によれば「1. 社会が形成されていく過程。2. 個人が、集団の構成員となるために必要な意識を身につけていく過程。3. 生産手段などを、個人の所有・管理から社会の所有・管理へと変えること」とある。介護の「社会化」は、このうち「個人の所有・管理から社会の所有・管理へと変える」の意味に近い意で用いられている。『大辞林 第三版』(2006)では、この部分を「生産労働や育児などが私的・個別的なものから共同・集団的なものになること」との表現で説明されており、介護の場合はこれが最も近い語義になろう。

次に社会福祉分野における各種の用語辞典では、「介護の社会化」の項目がすでにあり、以下のような定義と説明になっている。(以下、引用を入れながら筆者要約)

『現代社会福祉辞典』(2003)では「家庭のなかで行われてきた介護を社会全体で担うこと。介護を社会的に支える一つの方策として介護保険制度がある。」とし、要介護者の家族等だけに頼る家族介護の崩壊の危機の説明を加えながら、「このような問題を解決するために、家族以外の担い手による職業としての介護サービスの提供が社会的に要請された」とその背景や意義にもふれている。

また、『社会福祉用語辞典』(2009)では、介

護の長期化・重度化している一方で高齢者の単身・昼間独居世帯や高齢者のみの世帯が増え、家族の介護力が低下、介護家族が過重負担から適切な介護ができなくなるケースや介護をめぐる事件が多発していることにふれた上で、「このような問題を解決するために、介護を社会的なサービスとして実施することをいう」と定義している。

『在宅ケア辞典』(2007)では、2ページにわたる解説の中で「私的な領域に託されていた介護負担を、他の社会的領域に再分配することを意味する」とし、こうした介護への公的支援の実現化には、法律の整備、サービスの再編といった介護を支える仕組みづくりが前提で、介護保険法は介護の社会化を具体化する法律として成立したと説明されている。

以上の内容で共通するところは、一点目として要介護高齢者の増加、重度化に伴う家族介護の限界があげられていること、二点目は、介護保険制度が社会化の具体的な実現の一つとしていることである。実際「介護の社会化」は、1990年以降の新たな高齢者介護システムの模索が始まった頃から用いられ、介護保険制度の発足前後には論者による著述と雑誌記事でたびたび使われるようになっていく。

こうした状況に関連して社会学の視点からは、これをさらに社会化研究の領域とし、在宅、施設またそれらを包括する地域を社会化の場とした、介護される当事者と介護する者との相互作用を分析する研究、介護者の経験を社会的に研究する著作物などが刊行されている。³⁾

さて戦後の社会福祉の発展過程の中で、「社会化」と表現された用語には、他に「施設の社会化」、「子育て(育児)の社会化」がある。この二つは、「介護の社会化」同様、戦後の社会福祉の発展過程における福祉の価値・理念を読み解く上では関連があるので、その背景と意味内容についてまとめておく。

「施設の社会化」については、『福祉社会辞典』(1999)によると「閉鎖的であった社会福祉施設を地域社会に開き、双方にとっての新たな関係性を構築する過程を意味する」とされている。もとは1960年代後半の施設処遇のあり方への批判、コミュニティ・ケアへの転換への流れを源流としており、1977年には老人ホーム機能の地域開放

が中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会によって唱えられ、『今後の老人ホームのあり方について』より）老人ホームは在宅福祉サービスの進展と結びついて地域の拠点となることが期待されていった。

具体的な動きとしては、1980年代にかけて、入所者だけでなく地域における在宅の要援護高齢者なども利用できるよう地域に施設の機能を開放、地域交流を活性化する施設運営、全国的な在宅福祉サービスの整備があり、地域福祉活動の多様なニーズにこたえる施設の多機能化・複合化になっていった。さらに1990年代後半には社会福祉基礎構造改革にともない、措置から契約による利用へと転換する流れの中で、入所者サービスの社会化（ノーマライゼーション）、施設情報の公開、第三者サービス評価などの導入による経営・運営の社会化、福祉問題の社会化（家族介護、社会的入院など）の実現も含めた内容へ変化している。今後は、「2015年の高齢者介護」でうたわれている多様な新しい住まいの実現と従来の通所・入所施設との連携による施設の社会化の拡がりも期待されている。⁴⁾

次に「子育ての社会化」、「育児の社会化」についてであるが、この用語は戦後の保育政策から現代の次世代育成の子育てへの考え方への変遷する過程で多くの論者に用いられてきたものである。戦後まもなくから1960年代頃までの日本は、いわば母性論を基底とした家庭育児責任が中心であり、家庭での養育における乳幼児について補完するのが保育政策の基本という考え方であった。

1970年代から1980年代にかけては、女性の労働力のいっそうの活用、男女共同参画の考え方の浸透もあいまって、子育てと仕事の両立は当然の権利という認識が定着していき、これを支援する公的保育政策が進められた。そこでは、一方でひとり親による保育、都市化・過疎化による子育て環境の変化など、家族や地域の変容により、たとえば保育所は保育サービスシステム、子育てシステムの拠点としての資源へと変わり、子育て困難のニーズの拡大に対応する社会的支援機能が新たに求められていった。そして1990年代に入ると、エンゼルプラン（1994年）を代表とする働く母親への育児支援が政策課題として積極的に

とりあげられ、国主導で「子育て支援」ということばが一般化していった。

そうした一連の流れには、1.57ショック（1989年）にみられる少子化への危機感と男女共同参画の立場からの少子化問題の取り組みという面がある。具体的には保育所機能を拡充するなどが着手されたが、その背景には生産年齢人口の減少による経済全体、社会保障への影響を極力抑えようとする国のねらいがあったことは言うまでもない。この変遷過程においては、それまで労働と育児の両立という負担を背負う母親のあり方へのジェンダー論からの問題提起もあいまって、女性を一人の労働者として位置づけ、公的責任として福祉施策を整備していく必要性が訴えられてきた経過がある。現在、子育て支援は、子ども自身と子育てする親への支援という視点を持ち、そして親子関係と子育て環境の支援をするしくみと実践へというように視野を広げた発展の様相をみせている。

網野は、「今や、子育ての社会化は、子育て支援という観点を超えて、より積極的に子育てへの参画という観点を内包する必要がある」として、「母性神話と保育の関係にみられる自助か公助かの対峙、対立の次期はもう既に終わっている」と述べている。（網野 2002：301）この解釈は、乳幼児期という限定した育児をだれがどこまで担うかという領域をこえ、保育所、幼稚園、学校を含む地域環境における子どもの成長の未熟さ、情緒不安、コミュニケーション不足や環境への適応困難、ひいては虐待を受けている子どもたちの現実を前に、周囲の大人たちが社会の親として支援していかなければ次世代は育たないという段階にきているとの警鐘をとらえることができる。

以上、「施設の社会化」と「子育て（育児）の社会化」の意味と質的发展を家族の変容、福祉ニーズの変化と制度、政策の流れと関連付けながら述べ、現代における社会資源（老人ホームなどの入所施設、保育所など）の機能、役割の拡大、期待される方向性を整理した。

このように社会福祉の発展過程における「社会化」は、家族扶養意識の変容、家族機能の変化、人口構造の変化を背景に、社会福祉における問題認識、ニーズの変化、福祉施策・サービスの対象、内容の変化を表す意味合いになっている。これを

再度「施設」、「子育て（育児）」、「介護」の「社会化」に則して表現すると、保育や高齢者の介護領域の社会資源（施設・在宅サービスの役割・機能）が家族機能の変容、当事者の子どもや要介護高齢者と家族のニーズに応じて、質的变化をしつつ領域的に拡大し、公私を問わず地域における支援環境のあり方へと発展する方向性を包含する用語になっているといえよう。

2. 介護保険制度の創設前後における「介護の社会化」の先行研究

介護保険制度創設前における「介護の社会化」の先行研究には、介護の社会化に関する研究委員会の「在宅介護をすすめるために 介護の社会化に関する研究委員会報告書Ⅰ」（兵庫県社会福祉協議会、1991年）がある。ここでは体系的整理の試み—基本的原理と社会的取り組みの3類型（介護の私事化、社会化、共同化）が示されている。基本原理としては、要介護者の生活の質の重視、要介護者の依存と自立（要介護者や家族が自立するために介護のある部分について社会に依存することを含む）をあげ、介護の社会化とは「要介護者の残存自立能力を開発し、自己実現を可能とするために、要介護者家族の介護力を高めるために、その介護を家族にのみ荷重に依存するのではなく、家族外体系の社会資源を積極的に活用しながら家族と社会の間での共同介護もしくは協働的介護がおこなわれるプロセスおよび取り組みをいう」と暫定的定義をしている。（牧里 1991：11）

そして1994年、後に介護保険の具体的構想につながる報告書「21世紀福祉ビジョン—少子・高齢化社会に向けて」（高齢社会福祉ビジョン懇談会）、「社会保障将来像委員会第二次報告」（社会保障制度審議会）と「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」（高齢者介護・自立支援システム研究報告）が相次いで公表されたが、これらに「介護の社会化」という用語を前面に出した表現はみられない。しかし、市町村を保険者とした社会保険方式による、介護サービス基盤の整備、サービス費用の負担の仕組みを新たににつくっ

たことは、介護を私的領域から社会的領域とする「社会化の土台づくり」と解釈することができるだろう。

下山は、家族社会学等の領域での見解を踏まえた上で「介護の社会化」を介護にかかる責任主体の基軸を私的介護から社会的介護に変更する、あるいは再編成されるものととらえ、そのための福祉・介護マンパワーの確保とサービス水準の維持・向上させるための方策についての研究をまとめている。⁵⁾ その著述の中では、私的介護について、「家族介護の役割を否定するものではない。子ども家族が家族介護を選ぶのかどうか、またどの程度担うかは個々の家族の『選択』の問題である」としている。（下山 2000:220）

この他、介護保険制度実施前後より、社会学の立場からの介護またはケアに関する著作物の刊行が相次ぎ、介護、ケアの社会化に関連する特集記事を組む雑誌も刊行されている。これは、介護保険制度の創設により、高齢者の介護が社会保険システムのもとで第三者による社会サービスを契約で受けられる時代となったことで、“介護される側とする側の介護”への関心がさらに広がっていった流れとみることができる。⁶⁾

3. 介護保険制度における家族介護

さて、以上「介護の社会化」が1900年代後半から現代まで、どのようにとらえられているかを概観した。これらの研究論文、研究会報告等に共通するものとしては、「家族介護の限界を認識」し、「社会で介護を支える」という考え方がある。しかし、社会で支えるというときの私的介護の位置づけについては必ずしも共通化、明確化されたものはない。そのような不確実なところで、介護負担の多くを担ってきた女性たちは、介護保険制度による「社会化」によって家族介護の負担は軽減されるものと期待し、進まない実態に苛立ちを感じている。

介護保険制度実施から10年経過する間に、在宅介護の担い手も多様な家族の形態へと変化している。同居（二世帯同居も含む）、近居、遠距離からの介護あり、在宅、地域密着型サービスを

利用しながら、老夫婦、老老の親子間相互で支え合う介護家族もいる。また、老親の年金収入を頼りとして同居介護をする未婚の息子のケースもある。要介護者の重度化、長期化により小家族の限界、拡大家族での連携介護の限界など、困難さが増しているのが現状である。

最近では夫、息子による男性介護者の増加により、男性介護者の会も発足している。女性とはまた違う悩みをもった男性ならではの支えあい、活動の活発化が期待される。女性のみ介護の過剰負担がかけられ、それがあたりまえであるという性役割分担としての家族介護の姿が変わりつつあるとあってよいだろう。

では、国民の共同連帯の理念で発足した介護保険制度は、こうした家族の介護をどう評価し、支えようとしてきたのか。そもそも介護保険制度は、要介護者自身の意思の尊重と自立、自己実現をめざし、利用者が選択して契約するというところに措置制度とは違う画期的な改革があった。家族介護に対する補完的な援助を基本とするのではなく、本人の要介護認定をすることによって本人の状態に応じた利用限度額を設定した。すなわち要介護認定は現状の家族介護力あるいは機能、家族の事情が反映されて利用限度額が設定されるわけではない。制度の運用過程で介護支援専門員がケアプラン作成時に、改めて本人の意思、希望と家族による介護の意思や介護力などを組み入れてアセスメントすることはあっても、あらかじめ家族介護の負担度を評価した介護給付という考え方はしていない。受益者は要介護者本人であることを基本とし、周囲の家族は家族支援事業で補われることにとどまっている。よって、介護役割を担う者の心身の負担が介護保険制度発足によって、どの程度軽減するかどうかは二次的なもので、ケースバイケースの結果論でしかない仕組みといえる。

新しい制度によって利用者を中心に利用者のQOLを高める理念、目的を基軸にした給付システムに移行したことは、社会福祉基礎構造改革の流れである。別の視点からいえばこれを新たな介護の社会化の一步とみることもできる。

春日井は介護保険制度、成年後見制度の試行により、「高齢者介護」は新たな転換期を迎えたとして、主体性を尊重した現代の高齢者介護を

「介護ライフスタイル」という新たな視点からとらえる必要性を論じている。近年では、周知のように高齢者自身を中心にしたサポートネットワークの実践や関連する研究が地域福祉の領域で盛んになってきた。春日井は、藤崎宏子の研究成果を引用しつつ「社会的ネットワーク論からの高齢者介護への取り組みは『介護の社会化』を推進する政策理念に基盤を提供する」と述べている。(春日井 2004,45-52)

では、そのことをふまえ、改めて介護する家族の労働はどう評価され、支援されるべきなのか。介護保険制度の政策過程をふりかえると、『新たな高齢者介護システムの構築をめざして』（高齢者介護・自立支援システム研究会報告書、1994）の具体的提言の多くは現行制度に反映、実現化していった。しかし「在宅ケアの推進について」の項目中の家族介護に対する評価については「外部サービス利用との公平性等を考慮し、現金支給を検討すべき」と積極的意見が出されたが、ただし慎重な検討が必要と加えられて審議は見送られた。その後の老人保健福祉審議会の経過（1995年から1996年までの審議）で、各委員から現金支給に対しての賛否両論がまともならず、結局、最終報告においても消極的意見と積極的意見の両論併記で終わった。

増田は、介護保険制度の政策過程分析の研究を通し、家族に対する給付として、介護手当に関する議論が情緒的なレベルや財政的視点や事業者からの発想にとどまり、社会保険おける保険給付の意義、被保険者の立場からの議論、家庭内の介護労働への評価という観点からの議論が不足したままになったことを指摘している。これは後に家族支援事業に形をかえていくのであるが、その背景には財政的事情や本格的論議を待つ時間的余裕をつくらなかった政治的判断が推察される。

その後、社会保障審議会介護保険部会による『介護保険制度の見直しに関する意見』（2004）では、家族支援と現金給付について、現金給付は家族介護の固定化、高齢者の自立支援、サービス基盤の充実を阻害するという懸念の声があり、与党内の議論等を経て、家族介護に対する現金給付は当面行わないとされたとまとめられている。その理由としては「家族だけに介護さ

りたい」とする者の割合が大幅に減少するなどの変化、財政的な面からの消極的意見が強まっているとしている。

今日、民主党政権によって実現化した子ども手当の支給は、メディアの報道もあって、国民的話題になっているが、家族介護に対する給付等については、国民的関心や話題にのぼらないままである。

関連の審議資料を通してみる限りにおいても、介護に対する評価と給付は現金給付に限定した賛否両論でとまり、現金給付にかわる介護手当の内容の検討には踏み込んでいないと推察される。

財政的事情を鑑みながらの制度の維持は不可欠である。しかし、家族で介護するか、しないかは利用者とその家族が選択するものである。よってどちらを選んでも不公平感のない給付をめざすことも今後の改正論議で必要なのではないかと。

最後に制度運用の例をあげる。新予防給付の導入を機に、同居する家族がいる場合に実情として生活援助サービスに利用制限があるということについてとりあげてみたい。これには本来家族ができることを気軽に外部サービスを使うことがないよう過剰利用による費用を抑制するねらいがある。それゆえ実際、どれだけの介護負担があるか、維持不可能であるのかというアセスメント機能、保険者の適正な判断があれば給付の適正化をすることは可能で、本来は運用上の問題である。しかし利用者側からみれば、利用が認められるにはハードルは高く、同居介護より近居による通い介護の方がサービス利用は容易といった認識につながっている。

この他、介護老人福祉施設にはそれぞれ申し込み者が多く、待機者リストは三桁の数字も珍しくない。(むろん、他施設との二重、三重申し込み者、緊急性はないがとりあえず申し込んでおくという層も含まれている。)そこでの施設内入所順位の評価においては、同居介護者がいることがいわば含み資産とみられ、同居家族の介護力(健康、他の育児・介護、就労などが参考とされる)があれば点数が低く、待機リストの優先順位が下がる、また在宅サービスの利用をしないで家族でもちこたえている申し込み者は、できる限り多く在宅サービスを利用した者より点数が低く、優先入所順位が下がるという基準に概ねなっている。

一般的に同居家族がいない、親族・家族がいても介護はできないと申し出ているのだから緊急度があると判断する理屈は理解できる。ここでこれら諸々の運用を批判する意図はないが、このような取り扱いをみると、どこかで無償の同居家族による介護を社会的に評価するしくみはないのかという疑問がわく。

介護の社会化は、その時代の多様な家族の形態、多様な家族の介護ライフスタイルに合った社会的な支援システムを考案し推進していくべきものである。家族介護が過小評価され、無償の“含み資産”になるとすれば、かつての日本型福祉社会の時代に逆行することになる。利用者主体の制度であることは基本としながらも介護保険制度に希薄となっている家族介護の評価の視点は今後も必要であると考えられる。

むろん、これからの超高齢化社会に向けて、保険制度以外の介護者支援策、たとえば介護休業制度の充実、介護のために離職する者への社会的支援、介護者のレスパイトケア、健康維持への支援などの検討は必要である。しかし家族介護支援の充実で介護の社会化といえるかどうか、という疑問は残る。中井は、「そもそも『介護の社会化』と『家族介護支援』は本質的に矛盾することである。なぜならば、家族介護支援とは、家族介護が基本にあつて、その上で過重な負担には社会的に支援するということであり、家族介護そのものを社会化すること、即ち介護問題を社会サービスの保障によって解決するという介護の社会化とは違うからである」と述べている。(中井 2000:79)

介護の社会化は、その時代の社会ニーズに応じて、その意味合いと実質的な内容を変えながら今後も発展していくであろう。しかし、社会的介護に軸を移行するにしても、家族介護者(同別居問わず)は多かれ少なかれ、要介護高齢者を支援する担い手の一つとして今後も機能していく。財政不足を理由にこうした問題の本質が問われることなく、目先の支援策で解決とみてよいのかどうか、問題提起をしておきたい。

おわりに

本稿は、「介護の社会化」というキーワードに着目しながら、社会福祉の発展過程において大きな意味と影響をもたらした介護保険制度について、家族介護に焦点をあてて論考した。「介護の社会化」という用語は一般に用いられながらも、その中の家族介護はあいまいな位置にある。家族などによる私的介護を含めて、どのような社会化を進めることが望ましいのか、今後あらゆる角度から検討しつつ統合化したシステムをつくっていくことが必要である。

今回は家族介護に焦点をあてた考察をしたが、家族介護を社会の代替的サービスに移行していくことによって、主として女性や外国人女性労働者によるマンパワーと労働条件、労働環境を生み出している現実を見逃すことはできない。その現実に対しては、早急な解決をしていかなければならない。本論文ではふれなかったが、このような状態をやむをえないとする「社会化」は当然疑問視される。そういう意味では、現代の日本は「介護の社会化」がようやく未熟な形で動き始めたといえよう。

- 2) 杉原陽子(2005)「第3章 介護の社会化は在宅重視の理念はどの程度達成されたか」杉澤秀博、中谷陽明、杉原陽子編著『介護保険制度の評価－高齢者・家族の視点から』三和書籍、73-99を参考とした。
- 3) 天田城介著『衰えゆく自己の／と自由－高齢者ケアの社会学的実践論・当事者論－』(2004,ハーベスト社)、井口高志著『認知症家族介護を生きる－新しい認知症ケア時代の臨床社会学』(2007,東信堂)などが刊行されている。
- 4) 社会福祉辞典編集委員会編(2002)『社会福祉辞典』大月書店では、野口定久が施設の社会化を3期に分けて、その発展の具体的方向性を述べている。本文はこれを参考にまとめてある。
- 5) 下山昭夫は、「介護の社会化」は福祉・介護マンパワーの質・量の確保が成否をにぎるという問題意識からマンパワーと介護サービスの現状、課題を分析、提言している。
- 6) 上野千鶴子、大隈由紀子、大沢真理ほか編『ケアの思想と実践 全6巻』(岩波書店)には各分野の実践者、研究者が共著でケア論を述べている。『現代思想』2009年9月号(青土社)では、「ケアの未来－介護・労働・市場」を特集、社会学関係の研究者を主に対談、論壇が掲載されている。

文献

秋元美世、藤村正之、大島巖、森本桂樹、柴野松次郎、山懸文治編(2003)『現代社会福祉辞典』有斐閣

網野武博(2002)『児童福祉学(子ども主体)への学際的アプローチ』中央法規出版。

池田省三「2012年に向けた介護保険の課題(1)－サービス改革・財源確保・公正な負担と給付－」『介護保険情報』2010年9月号,21-22

市野川容孝(2008)「介助するとはどういうことか－脱・家族化と有償化の中で－」上野千鶴子、大隈由紀子、大沢真理・ほか編『ケア その思想と実践1 ケアという思想』岩波書店135-150。

介護保険を持続・発展させる1000万人の輪(2010) 提言書

「介護保険を持続・発展させるための1000万人の提言－誰もが安心して暮らせる制度をめざして」
(<http://1000man-wa.net/teigen/index.html> 2010.9.23)

春日井典子(2004)『介護ライフスタイルの社会学』世界思想社

厚生省高齢者介護対策本部事務局監修(1996)『高齢者介護保険制度の創設について－国民の論議を深めるために－』ぎょうせい

下山昭夫(2000)「第9章 高齢者の扶養と介護の社会化」

注

- 1) 各団体の提言、意見書のうち、とくに賛否両論のある点を中心にとりあげると、「介護保険を持続・発展させる1000万人の輪」(樋口恵子、白澤政和、高見国生共同代表)による厚生労働大臣宛ての提言書(2010年3月)では、現行の要介護認定区分の7区分を3区分に粗くしてケアマネジャーが在宅のための新たな判断基準を設け、高齢者の住環境や家族状況等に沿って判断できるようにする、将来的には要介護認定システムをなくし、ケアマネジャーの質も高めていくこととしている。「認知症の人と家族の会」(代表 高見国生)は、「介護保険制度改正への提言－要介護認定の廃止など利用者本位の制度に－」(2010年6月)の中で、提案の一つに「要介護認定を廃止 ます認定から出発するのではなく、暮らしの中での介護の必要性から出発する制度にする」とうたっている。これらの団体の提言に対し、学識経験者による反対意見もある。この他、全国老人福祉施設協議会による「新介護保険制度これからの10年～制度見直しに関わる意見書～」(2010年7月)では、入所待機者解消のために、一部ユニット型特養などの整備を弾力化する案が出ているが、これには施設ケアの後退になるという懸念の声も出ている。

- 染谷倭子編『老いと家族 変貌する高齢者と家族』ミネ
ルヴァ書房.
- 下山昭夫(2001)『介護の社会化と福祉・介護マンパワー』
学文社
- 庄司陽子、木下康仁、武川正吾ほか編(1999)『福祉社会辞
典』弘文堂
- 杉原陽子(2005)「第3章 介護の社会化は在宅重視の理念
はどの程度達成されたか」杉澤秀博、中谷陽明、杉原陽
子編著『介護保険制度の評価－高齢者・家族の視点から
』三和書籍
- 中井紀代子(2000)『家族福祉の課題 高齢者介護と育児
の社会化』筒井書房
- 日本在宅ケア学会監修, 白澤正和、福島道子編集代表(2007)『在宅ケア辞典』中央法規出版
- 認知症の人と家族の会(2010)「介護保険制度改正への提言
－要介護認定の廃止など利用者本人本位の制度に－」
(<http://www.alzheimer.or.jp/jp/> 2010.9.23)
- 堀田力(2010)「介護保険の検討課題」『厚生福祉』第
5750号・合併号,時事通信社
- 牧里毎治(1991)『在宅介護をすすめるために 介護の社
会化に関する研究委員会報告書Ⅰ』兵庫県社会福祉協議
会
- 増田雅暢(2003)『介護保険見直しの争点 - 政策過程か
らみえる今後の課題』法律文化社
- 松村明編(2006)『大辞林 第三版』三省堂
- 山懸文治、柏女霊峰編集代表(2009)『社会福祉用語辞典
第7版』ミネルヴァ書房

外国人住民の介護技術習得と 日本語学習への支援の現状と課題

～ 「外国人住民のための介護補助員等養成日本語教室」より～

末廣 貴生子

A Study on Education for Foreigners in Care-giving Skills and Japanese:
“The Japanese Language Class for Care Giving Skills Training” in Yaizu City

Kibuko SUEHIRO

1. 日本語教室開催の経緯

(1) 焼津市・焼津市国際友好協会

静岡県焼津市外国人登録者数は平成22年7月末日現在、ブラジル1140・中国772・フィリピン687・ペルー244・韓国134・インドネシア98・ベトナム30・朝鮮29・アルゼンチン27・コロンビア21・アメリカ20・ボリビア17・パキスタン15・ネパール10・インド10・その他の国の出身者86・合計3340人である。

これらの方々の多くは短期の定住から長期または永住を希望されており、そのために必要なことは日本での確実な職業の確保であるとの思いをもっている。

焼津市周辺に住む外国人の方々は、契約社員や短期の製造業・水産業などの職業、不安定な就労の方々が多く、日本経済の景気の成り行きに左右される。

これらの外国人の方々のために、焼津市国際友好協会では、日本語の会話・読み・書きができ、日本の生活習慣や生活文化の理解が広がり深まりをもてるように日本語の学習の講座も多く開催されている。又、地域の日本の方々と友好的な関係構築に向けて、お互いの人間関係の理解のために、ポルトガル語やスペイン語の入門講座

の開催や民族ダンスや料理の交流会など、さまざまな行事も開催され、多文化共生に寄与している。

焼津市国際友好協会（焼津市総務部多文化共生課内）規約第2条には、「協会は焼津市内における国際友好活動への支援及び外国人との交流・支援を基調に、国際化時代にふさわしい焼津市のまちづくり・人づくりに寄与するとともに、世界平和に貢献することを目的とする。」とある。

(2) 文化庁日本語委託事業

この焼津市国際友好協会の文化庁の平成21年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の委託事業が採択された。

この日本語教育事業の趣旨は、外国人住民が地域社会の中で孤立することなく生活していくために、日本語能力を身に付けることが必要である。そして、各地の優れた日本語教育事業を支援し、多文化共生社会の基盤づくりに資するということである。

(3) 静岡福祉大学との提携

この委託事業は、「外国人住民のための介護補助員等の日本語教室」として、焼津市・焼津市国

際友好協会と静岡福祉大学の提携・常葉学園大学の協力によって講座の実施がなされることとなった。

この業務の目的は、「外国人住民が介護補助員等で資格を要しない仕事に就ける程度の日本語の会話・読み・書きを習得し、就職につなげる。」である。

すなわち、①日本での就労のための日本語の会話・読み・書きや日本の生活習慣や生活文化の理解を学習すること、②その就労を「介護補助員等」として、介護福祉現場で働くことを目的とするため、必要な「介護福祉」と「介護技術」の学習と、難解な「介護福祉用語」と「介護施設での記録」の習得と、実際の介護福祉現場を見学・実習する、「介護福祉見学」と「介護福祉体験実習」も学習内容に取り入れた。

実施期間は、平成21年6月1日から平成22年3月31日であった。

業務項目は、カリキュラム・テキスト作成、生徒募集、運営委員会、日本語教室の実施、事業の視察、就職先への働きかけであった。

2. 研究の目的

本稿では、(1)外国人の日本語の会話・読み・書きの理解に必要な教材の作成と学習指導をおこなったが、この学習過程から、日本語の習得がどのような点が困難であるのかを見極めること。(2)「介護補助員」として必要な「介護福祉の知識と介護技術」の学習効果を見極めること。(3)介護福祉現場での見学と実習体験から、介護福祉現場の実習指導者の方々や利用者の方々の意見を聞くこと。(4)就労として介護福祉現場で働くことができるのかを、研究の目的とした。

3. 講座の実施状況について

(1) 申し込み受講者の状況

ブラジル14・ペルー14・ボリビア3・ルーマニア1・コロンビア1・フィリピン1・合計34名

(2) 日本語教室の講義内容

(表1) 日本語の会話・読み・書き

回	月	日	曜	講義内容	出席
1	9	29	火	開講式 オリエンテーション あいさつの練習 自己紹介	19 (人)
2	10	1	木	ひらがな読み書き	19
3		6	火	カタカナ読み書き	17
4		13	火	数字の読み書き・お金	19
5		15	木	日本語入門・こそあど	17
6		20	火	数字の漢字 会話どちら	21
7		22	木	数字の漢字 曜日の漢字	21
8		27	火	天気表現	21
9		29	木	あいさつの漢字	21
10	11	5	木	天気漢字 あいさつの漢字 着るものと動詞	18
11		10	火	色・感覚 家族の呼び方	21
12		12	木	人体各部位の名称	21
13		17	火	介護実習の漢字	19
14		19	木	介護実習の漢字	20
15		24	火	介護実習の漢字	19

開講時間は19時から21時までの学習とする。

(表2) 介護福祉の学習と介護技術の習得

回	月	日	曜	講義内容	出席
1	11	26	木	介護技術・心得	20
2	12	1	火	介護技術・食事	20
3		3	木	介護技術・排せつ	17
4		8	火	介護技術・入浴	20
5		10	木	介護技術・清潔	19
6		15	火	介護技術・移動	17
7		17	木	介護技術・衣服	19
8		22	火	介護技術・環境整備	18
9	1	5	火	介護技術・緊急対応 ・他職種との連携	17
10	1	7	木	施設実習について	15
11		19	火	介護技術復習 食事・排せつ	15
12		21	木	介護技術復習 入浴・清潔	15
13		26	火	介護技術復習 移動・衣服	16
14		28	木	介護技術復習 環境整備・緊急対応	18

(表3) 施設見学・施設実習・事前研修と事後研修
見学と実習は9時から15時30分くらいまで。

1	10	29	木	施設見学事前研修	21
2	11	5	木	施設見学・ゆうゆう	14
3	1	12	火	施設実習について	14
4		13	水	実習オリエンテーシ ョン	9
5		14	木	施設実習記録の記入	18
6		27 28	水 木	施設実習・あおい荘	19
	2	1	月		
7		2	火	実習反省・礼状作成	16
8		12	金	修了式	17

なお、12月17日(木)、文化庁文化部国語課長と国語課日本語教育専門職の2名と大学教員3名・合計5名による、「介護福祉の授業と介護技術・衣服の着脱」の視察を受け、質疑応答・意見交換がなされた。

4. 日本語学習の支援

(1) 英語のマニュアル

2010年3月26日の読売新聞は、「国内で介護福祉士を目指すフィリピン人の定着を促そうと静岡県は、介護施設向けの受け入れマニュアルや英語でも使用できる介護記録用のパソコンソフトを全国で初めて開発した。」とある。このパソコンソフトは、日本語か英語で、350程度に絞り込んだ介護用語や例文を選びながら入力し、介護記録を作れるというものである。さらに、市販の参考書をもとに国家試験用の英語版テキストも作成された。

フィリピン人で浜松市内の特別養護老人ホームで働きながら介護福祉士の国家試験の受験を目指す40歳の女性は、「日本語の試験は難しく、特に漢字が覚えにくい、テキストはとても便利」と話している。

このソフトには、施設で働く女性職員が「外国人介護職員受け入れマニュアル」として、日本での諸手続きから電化製品の使い方、ごみの出し方の教え方などの生活の支援に加えて、「外国の方々の特性や名誉・誇りを重んじる国民性の理解」から、人前で注意しないことなどといったコミュニケーションのポイントをイラスト付で盛り込んである。

外国からの介護福祉士の受け入れは2008年度インドネシアから始まり、2009年度フィリピンと続いているが、いずれも経済連携協定(EPA)に伴い、介護福祉士の応募には、3年制の看護専門学校あるいは4年制大学の看護系学部を卒業、または4年制大学の看護系学部以外の学部を卒業し、インドネシア政府が認定する介護研修を受けることのいずれかを満たす必要があるため、来日する「外国人介護福祉士候補者」は、特にフィリピンの方々は旧アメリカの統治時代の英語教育からの英語の高い能力をもっている。又、あとから学習する日本語の習得への努力や理解力の速さにも感心させられる。

(2) ポルトガル語・スペイン語圏の人々の支援

静岡県は県内に多くの製造業の工場を持ちその工場で働く外国の方々が多く住んでいる。例えば自動車産業の関連製造業の工場が多い浜松市では、働く住民のための日本語教室やその子どもたちのための日本語教室も多く開催されている。浜松市役所の取り組みや、NPO 法人や民間の日本語学習の教室も多く、講師の先生方やボランティアの人々も協力し、実践的で先駆的取り組みをおこなっている。

そのほかにも、静岡県の多くの市町村で、同様の「多文化共生」への企画と実践がなされている。これらの地域に暮らす外国人の方々と共生していくためのまず第一歩は「言葉」の問題である。お互い同士がコミュニケーションを図って理解しあうこと、地域の法整備や規律を遵守すること、地域の文化を知ること、自分たち外国人の文化や伝統を日本の人々に伝えることが、日々暮していく生活の中に変重要なることとなる。

(3) 菊川・小笠地区のNPO「虹の架け橋」

ポルトガル語・スペイン語・英語を母国語とする人々への日本語学習の先例から学ぶ。

この教室は、外国人児童が円滑に日本の公立学校に転入できるよう6ヶ月をめどに個々に対応したカリキュラムを用意し、日本の学校生活に馴染めるようなルールや習慣も身に付けることを目的とした授業を行っている。

学校理念は、①手段としての日本語・使える日本語を実際に使えるように指導する。②アイデンティティの保持と日本語への適応支援・母国語や母国の文化を尊重しながら日本の学校や社会に適応できるように支援する。③夢の創出支援・生徒たちは、みんな二つ以上の言語や文化を習得できる貴重で大きな可能性を持った存在です。その意味を大切に、彼らがどこでも夢を持ち、夢を実現できるよう支援する。

指導理念は、①子供の「問い」を大切に、それを「学び」の始点にしていく。②「学ぶ」ということは、「学び合う」ことであり、「考える」ということは「考え合う」ということである。

カリキュラムは、①日本語・ひらがな・カタカナ・基本文型・基本表現・基本語彙②日本語会話

活動・日本語を使った教室外活動

(第1期は2010年4月から9月)

(4) 本講座の日本語の教科書・練習テキスト

焼津市も外国人が多く住んでいる。このため、焼津市役所多文化共生課や焼津市国際友好協会では、外国人住民のための日本語教室も多く開催されている。

焼津市に住む外国人は、ブラジル・中国・フィリピン・ペルー・韓国・インドネシアの方々が多く、その母国語はポルトガル語・中国語・英語・スペイン語・韓国語・英語である。

今回の日本語講座への応募者は、ブラジル・ペルー・ボリビア・ルーマニア・コロンビア・フィリピンの国の方々と、その母国語はポルトガル語・スペイン語・英語などである。

焼津市役所総務部多文化共生課長青島正幸氏・多文化共生課員増井応年氏・望月久子さん・佐藤裕美さん・清水愛子さん・岡真琴さんの多大なるご尽力によって、浜松市や静岡県のこれまでの日本語習得の支援方法や、これまでの焼津市に住む多くの外国人の方々の特性やきめ細かい交流からの多くの経験をもとに、教科書「日本語学習篇・教科書と練習ドリル」を作成し、上記の講義内容での学習に使用した。

受講者は長期に日本に住んでいる人・職場で日本語を使っていて会話に不自由のない人・結婚相手の人が日本人で日本語が上手な人・来日の期間が短く日本語の会話も余りできない人などとさまざまな方々で、日本語の能力を問わずに、又、受講時の日本語の試験も実施せず、日本語の学習と介護補助員の介護技術の習得の意欲や興味だけで募集をおこなった。

学習の内容や程度をどの辺に設定すべきかとずいぶん思考した。又、介護福祉施設での仕事をしていくために必要な日本語の会話・読み・書きの学習と「介護福祉や医療での言葉」「職員や利用者の方々との意思疎通と安全・危険の連絡」なども考慮しなければならない、大変多くの、基礎から応用へと、学習教材の工夫が必要であった。①あいさつ・自己紹介・会話ができるようになる

こと、ひらがな・カタカナ・数字・漢字の読みと、さらに漢字で文章が書けるようになることを、身近な材題から分かりやすく書き込みできるような順序で進め、これらを基礎日本語として、毎週2回2時間しっかり学習する教材が作成された。

この教材を使って、焼津市役所職員による講師の熱心で細やかな楽しい授業の一斉授業と平行して、ボランティアの簾内弘美さんや常葉学園大学学生の語学ボランティアによる個別指導に即適応できるような授業の進行であった。②さらに応用日本語として、「もっと知ろう」の教材を付け加えた。③家庭学習ドリルの宿題も付記し、次週に提出して、学習の確実さを助けた。

これらの「外国人住民のための介護補助員等養成日本語教室」（日本語の学習）の授業での教材は、平成22年9月30日やまもと印刷から印刷製本され、焼津市や静岡県日本語を学ぼうとする外国人の方々の学習の導きとした。

（5）日本語の指導者

上記「虹の架け橋」では、ポルトガル語やスペイン語の外国語学科卒業生や実際にブラジルでJICA国際協力のボランティアとして働いた方々が当たられている。

同様に、本講座の日本語学習支援の指導者も市役所の職員の方々に加え、ポルトガル語とスペイン語の通訳や個別学習支援には、ボランティアとして、常葉学園大学のグローバルコミュニケーション学科の学生さん、英語の通訳や日本語学習支援にも簾内さんのご協力があった。

5. 介護技術習得

（1）介護福祉の学習と介護保険制度

神奈川県川崎市など、外国の方々の多く住んでいる市役所には、介護保険の説明については、英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・韓国語など多くの言語に翻訳されて窓口に置かれている。

（2）介護技術の事前学習

介護技術の学習前に、日本語の学習の項目に、人体各部位の名称、介護実習に必要なひらがな・カタカナ・漢字と文章の読みを学んだ。

（3）介護技術実習の記録

介護技術の教材には、右頁にポルトガル語とスペイン語と英語で、題目・学習の手引き・解説を付記した。

また介護技術の心得・食事・排せつ・入浴・清潔・移動・衣服・環境整備・緊急対応と他職種連携の9回の授業のテキストは、名前・曜日時間・天気・気温・湿度の記入から、学習したことを5つ日本語で語句や文章で書くこと、今日の学習で大切なことはどんなことかを3つ日本語で語句や文章を書くこと、に加えて、今日の学習は良く分かりましたかと問い、よくわかった◎・わかった○・少しわかった△・あまりわからなかった×の4段階で学習の効果を確認した。

（これらの学習効果の確認は下記にまとめた）(表4)

毎回の学習終了後に実習技術記録を提出し、日本語の添削や技術のやり方を著者が毎回確認した。

質問や分からないことを書く項目を設け、先生の確認と先生からのコメントの項目を設けて、著者からどの方々の記録にも、日本語でのコメントとがんばっている学習の感想などの言葉も添えた。

（4）老人保健施設の見学

長い教室の学習の中で、介護の現場を見学することで、①介護技術学習の事前学習となること②日本語の会話学習の応用が施設の利用者や職員の方々との間でどれくらいできるかを試してみようことを目的として、介護老人保健施設ケアセンターゆうゆうで施設見学をさせていただいた。

- ・介護施設の見学について（目的と注意点）
- ・介護老人保健施設とは
- ・利用者と介護施設の職員
- ・デイサービス・リハビリテーションの学習をおこなった。

(5) 介護技術の復習と介護実習の事前学習

見学終了後、施設実習に向けて、介護技術を再度復習することとして、このときの教材は前回の介護技術の記録をもとに、漢字の練習や文章の高度な表現を付記して復習の学習に用いた。

- ・施設実習とは（目的と注意点）
- ・特別養護老人ホームの一日の生活の流れ
- ・オリエンテーションの記録
- ・施設実習の記録の学習と記録の記述を学習した。
- ・施設実習についての約束と実習内容と配位置については、介護老人福祉施設みだらけ会あおい荘の職員の皆様方のご協力とご指導をいただいた。

これらの「外国人住民のための介護補助員等養成日本語教室」（介護技術の学習）の授業の教材は、現在介護技術のスペイン語とポルトガル語と日本語の説明を確認後、やまもと印刷から印刷製本され、焼津市や静岡県の日本語を学ぼうとする外国人の方々の学習の導きとする準備中である。

(6) 介護技術の指導者

本講座の介護技術の実技指導は著者が介護実習室でおこなった。実技の項目は、①介護福祉について・実技事前授業としての心得②食事③排せつ④入浴⑤清潔⑥移動⑦衣服の着脱⑧環境整備ベッドメイキング⑨緊急対応と連携、とした。

学習の目安は1時間を実技の練習に、前半の30分は説明と模範実技として、後半の残りの30分は、介護技術の記録を日本語で記述するとした。

介護技術の復習では、①食事・排せつ②入浴・清潔③移動・衣服の着脱④環境整備ベッドメイキング・緊急対応を各1時間ずつ、2時間の復習をおこなった。

いずれの授業も、市役所職員に同席を願って言葉の通訳をお願いした。

著者は、英語での授業は可能であるが、ポルトガル語とスペイン語はわからないので、10月からの焼津市のポルトガル語講座を受講する。介護技術も日本語もポルトガル語を母国語とする

方々にも指導できるようになる必要があるためである。又、来年4月からのスペイン語講座を受講するつもりである。

外国人の方々に、日本語の会話、ひらがなやカタカナの書き、漢字の学習にのみ頼るのではなく、日本人の指導者の外国語での会話や日本語の指導・介護技術の指導能力も求められている。

6. 研究の方法と結果

(1) 介護技術の学習効果については、各項目ごとに介護技術の授業受講後にその日の学習項目を日本語で記録し、この介護技術実習の記録用紙を毎回提出した。

この用紙のまとめを研究の方法として用いた。用紙の提出後は、著者が点検し、質問項目よくわかった◎・わかった○・少しわかった△・あまりわからなかった×の集計から、困難な介護技術を洗い出すこととした。(介護技術の困難なところは介護技術復習時に再度学習した。)

この結果は、下記の(表4)介護技術実習の記録から判明する。

(表4) 介護技術実習の記録・(表5) 施設実習希望

実習項目	◎	○	△	×
1. 実習の心得	4	13	2	1
2. 食事	6	11	3	
3. 排せつ	6	7	2	
4. 入浴	5	9	2	
5. 清潔	7	8	2	
6. 移動	5	11		
7. 衣類の着脱	7	7	3	
8. 環境整備	4	9	1	
9. 緊急対応 他職種連携	2	10	1	(人)
(表5) 施設実習希望 (19人)	施設を知りたい1・話したい8 介護したい10			

（2）（表4）介護技術実習の記録から

あまりわからなかった×と授業を振りかえった受講生は、第1回実習の心得で1名であったが、第2回以降の授業では一人もいなかった。

また、よくわかった◎との授業の振り返りを記入した授業は、清潔7名と衣類の着脱が7名、続いて食事6名・排せつ6名となっている。清潔の洗顔や整容については、公衆衛生の徹底と、また食事と排せつと衣類の着脱は、生活の基本的動作であるため、日本と諸外国でも同じ意識をもつことができていると考えられる。

しかし、生活の基本動作ではあるが介護技術としての学習としては、少しわかった△の授業評価の項目は、食事3名と衣類の着脱が3名となっている。

第1回の介護技術の授業ではあまりわからない×と答えた受講生がいたが、第8回の授業と最終の介護技術の授業ではそれぞれ1名ずつとなり、介護技術の授業を繰り返し行うことで理解が深まっていることがわかる。

（2）（表5）施設見学後の施設実習の希望

日本語の会話・読み・書きなどの基礎日本語終了後、施設見学を終えてからの施設実習希望を聞いてみると、実際の介護をしたいと答えた方が10名、話がしたいと答えた方が8名、施設を知りたいが1名であった。

日本語の学習にも介護福祉や介護の用語が多く取り入れられているので、介護福祉への興味や意欲が感じられる。

また、日本語の学習や受講生同士のコミュニケーションと焼津市役所の職員の方々の和やかな授業参加と学習意欲を高める工夫、日本語の宿題の添削や個人指導から、施設見学での高齢者の方々と話をしてみて、職員の方々からの暖かい言葉かけから、日本語でのまた高齢者との会話にも話せる、話したいという思いの表れと同時に日本語での会話の自信であると考えられる。

（3）介護実習での意見

①介護実習オリエンテーションから

・実習生の印象について施設次長の声

特別養護老人ホームの協力を得て、就労体験として介護実習をおこなうための準備と、老人介護施設について実際の高齢者や職員の方々の働きを知るためのオリエンテーションが開催された。

就労体験の希望者は3回に分けて実習をおこなうため、第1回目のオリエンテーション参加の女性7名男性2名について、施設次長は外国人の実習生の印象について、「外国の方の実習生を受け入れるのは初めてなので一抹の不安がありましたが、どの方も明るく積極的で安心しましたが、介護の現場を知っていただくのに役立てれば幸いです。」と話した。

・実習生の感想

ペルー出身の実習生は、「ペルーにもこのような施設があるが、日本の施設に来たのは初めて、広くて清潔で、お年寄りたちに様々なサービスをおこなっているのを見て楽しい気分になりました。こんな施設で働けたら素晴らしいと思う」と感想を語った。

②施設実習から

・施設側の評価

施設側の評価は、「皆さん明るく自分の身内をお世話する様に利用者へ接しており感心した。」との言葉があった。

・実習生の反省会

また、実習生は実習後の反省会で、「色々の仕事があり慣れるまで大変だろうが、ぜひ、がんばってやってみたい。」また、「お年寄りと心を接する素晴らしい仕事だと思った。」などの感想が述べられた。

しかし、大学内での日本語の学習を実際の介護現場でその効果を試してみると、施設の職員の方々や利用者の方々のコミュニケーションに戸惑う姿もあった。

・実習生の言葉

現在、水産加工工場で働いている30歳代ペル

一からの女性は、「できれば人を助ける介護の仕事がしたい。言葉も技術も難しいが、引き続き勉強したい。」と話していた。

(4) 介護実習終了後の感想文から

施設実習に参加した19名のうち、5名は実習終了後の「気づいたこと・反省など」を日本語で2名は部分日本語で記入したが、残り12名は母国語で記述し、焼津市役所多文化共生課の職員の皆様方の日本語への翻訳文を添えて、実習施設へと届けられた。

又後日、はがきの書き方の指導で、施設の職員の皆様方と利用者の方々に、お礼状を宛名・季節の挨拶・お世話になったお礼・利用者の皆様方への気遣いを全員が日本語で書いて送付した。

・実習終了後の感想文

①衣服の着脱・髪の毛の乾かし・昼食の介護をしました。おむつ交換では初めての経験だったが、男性のおむつも女性と同じくらいたくさん重ねて使うこと、おむつの一部にワセリンを塗って、お尻に傷ができないようにすることを知り新鮮だった。もっと勉強したい。

②(部分日本語)今日はいろんな経験があった。人と人とのふれあいによって、自分が役に立っていると感じ楽しむことができました。工場の仕事では埋めることのできない精神的な隙間を埋めることができ、感じることのできないことができました。

③(日本語)介護の仕事は初めてです。朝来てから心配ですが働いている人がとても明るく優しい人です。老人もかわいくて、お手伝いできたのでとても楽しかったです。この一日は忘れることができないと思います。これからも介護の仕事について一生懸命勉強していきたいと思います。

④(部分日本語)ありがとうございます。介護の仕事はとてもよい仕事だと思います。毎日の実践が必要だと思います。利用者さんや同僚とコミュニケーションをとることがとても大事だと思うので、もっと日本語を勉強しなければと思います。

⑤お世話をし始めてから、食事の手伝いなど、忍耐力と愛情をもって、子供の世話をするようで、すべてが新しい経験でした。国籍など関係なく、

ただ利用者さんと仲間と助け合い協力し合うものだと思います。私はそういうところが好きになりました。おむつを替えたり、食事の手伝いをしたり、一緒に体操したり、すべてがとてもよかったです。私はこの仕事がしたい。掃除をすることからもたくさんを学びました。

⑥介護の仕事をするとはただ仕事をするとは違い、介護は避けて通れないもので、選んでも選ばなくてもやらなければならないことだと思います。私たちの両親の面倒も見なくてはなりません。高齢者を子供のように言う人がいますが、子供は学び進化し、刺激に対して反応します。しかし高齢者は少しずつ物事を忘れ、ますます能力をなくしていきます。

⑦今日はとても特別な日でした。すべてのことが新鮮で、とても興味深く楽しくて、私の人生観を変えるものでした。しかし、とても難しい仕事でもあると思いました。なぜなら、高齢者の肌はとてもデリケートで痛みを感じやすく傷つけてしまう恐れがあるからです。お年寄りとのコミュニケーションはとても大切で、私たちに教えてくれることがたくさんあるからです。

責任の重い仕事ですが、とても喜びを感じられる仕事だと思います。働いている方はみなさんとても親切で、一生懸命仕事をしています。そして知識や技術が豊富で、高齢者の必要とすることや快適と思うことをできる限りし、素晴らしい仕事ぶりだと思います。

⑧この講座をはじめから、介護の仕事についてじっくり考えるようになりました。周りの人に相談すると、この仕事は難しいという人ばかりです。私はそうは思いません。運よく私は何人か、かわいらしいおばあさんと接する機会がありました。食堂のそれぞれの場所を教えてくださいました。おむつ交換も実際にやってみて緊張しました。やってみれば少し慣れたような気持ちになり、その瞬間、どんなことも愛情をもって一生懸命やればできると感じました。本当に介護の仕事をしたと改めて決心しました。

⑨ひとつの特別な経験。施設は設備や利用者への貢献にとっても感心させられました。家族でなければちゃんと世話ができないと思いがちですが、みなさん一生懸命に感心するほどの愛情を持って接していました。介護のプロとして、人間として

の情熱がありました。

日本語ができないこともあり、よりたくさんの世話をかけました。これからの人生の中で、ずっと心に残る経験になりました。

⑩（日本語）私にとって大変いい経験になりました。介護の仕事の大切なところ、大事なところを見させていただき、いろいろわかるようになりました。利用者様を安全に安心して生活できるように職員たちががんばっていることをいろんなところで感じました。利用者様を一人ひとりのことを考えて介護をすることは大変だけれど大切なことだとわかりました。高齢者様がありがとうといってくれる時のうれしさもよくわかりました。私は介護の仕事をととてもすばらしいと思います。いつかはつきたいと考えています。

⑪シャワーで体を清潔にするところを見学し、服を着るお手伝いをしました。そのあと、おやつを食べ、コップを洗い、布団をきれいにしたり、利用者さんが休めるように準備するお手伝いをしました。そのうちに昼食の時間になり、私はおじやを食べるお手伝いをしました。そのあとは、おむつ交換、いすに座っての体操をし、歌を歌っておやつを食べました。短い時間でしたし、たくさんのお手伝いをすることはできなかったかもしれませんが、一日のうちの一部の時間をみなさんと一緒に過ごすことができたことを感謝しました。その短い時間の中から、とても良い経験を得たと思います。

⑫初めての介護の実習で、全部が新しく、最初は何をすればよいのかわからなくて緊張しました。入浴や排せつは大変でしたが授業で勉強したことを思い出して、何人かの患者さんの入浴の手伝いをしました。排せつの手伝い、おむつ交換もしました。食べるのを手伝ったり飲ませるのを手伝ったり、いろいろ勉強したことが、実際に使えてよかったと思います。介護を実際にやってみて簡単ではないけれど、いろいろお手伝いができること、手伝って、笑顔でありがとうといわれて、すごくうれしかったです。

⑬（日本語）とても良い体験でした。施設はひろびろで利用者さんはとてもやすらぎで良いところです。職員さんはチームワークが大切だと思いました。また責任が重いと感じました。利用者様の笑顔とありがとうの言葉を忘れません。

⑭（日本語）最初は大変だなと思いました。でも、始まった時に、老人たちを見ながら声をかけていって、気持ちの中で、とっても感動しました。自分にとっては、言葉や態度だけでの勉強でなく、人間関係が一番大切だと思いました。もっともっと気持ちがつながりたいと思っています。まだいろいろわかりませんので、もっとおぼえるようにがんばっていきたいと思います。今日、実習したことは、いい経験だと思います。少しの時間だったけれど、私にとっては忘れられません。老人たちのありがとうの言葉を聞いて、もっと役に立ちたいと思います。実習させていただいて感謝しています。

⑮今回は講座で勉強してきたことを実践できるように機会を与えてくださってありがとうございます。とてもためになる経験でした。また、老人の方々と一日すごすことができるとてもよかったです。

⑯私は今日初めて介護実習に参加しました。とても素敵な体験でした。たくさんのことを学び、すべてのことを意欲的にすることができました。着替えをしたり先輩が教えてくれる仕事をするたびに幸せな気持ちになりました。着替えをしたり、トイレにつれて行ったり、昼食を食べるお手伝い、髪の毛をとかしたり、車椅子での移動やベッドの交換など、すべてがとても興味深いものでした。今は、もっと介護の仕事がしたいと思うようになりました。介護の仕事は私が日本で17年の間にしてきたことのなかで一番良いことです。高齢者のみなさんから私に向けられたまなざしは、私にありがとうといっているように感じました。お手伝いできたことは少しでしたが、心からうれしく思います。施設で働いている方は、高齢者に愛情と尊敬の念をもって接し、献身的で、高齢者が心地よいようにしてあげていました。

⑰今回は、専門の仕事としてはもちろん、ひとりの人間として、多くのことを学んだ一日になりました。この日のことはこの先ずっと忘れないでしょう。9時半から入浴でした。私はKさんと同じグループで、ひとりが入浴介護をし、もうひとりが髪の毛をとかし、水分補給の飲み物をあげました。ふたりで仕事を交代しながらやりました。次は食事の手伝いでした。食事を配り、ひとりで食事をしてもらうのは、人に頼らずできるというこ

とを感じさせるひとつの方法ではないかと感じました。私は女性に食事をあげる手伝いをしましたが、とてもゆっくり、のどにつかえないように注意をはらってあげました。その後、二人の人と会話をさせていただきました。12時30分からおむつ交換でした。講座では習いましたが、より実践的で、とても興味深かったです。おむつ交換の後、レクリエーションの場所につれていき、その後何人かの方を散歩に連れて行きました。戻った時は、カラオケをやっていました。一人の先生がピアノを弾き、みんなとても楽しく歌いました。15時に実習は終わりました。私たちがお手伝いした方々は、みなさん、国籍の違いも気にせず、大変温かくうけいれてくださいました。介護の職員の方たちも、日本語ができない私にも、忍耐強く接してくださいました。

⑱ (日本語) 介護実習はたくさんの思い出になりました。Uさんとはブラジルのことを話しました。しっかり聞いてくれました。私はブラジル人として日本人の皆さんが大好きです。何か良いことをしたいと思います。又機会がありましたら行きます。一番大変なことは入浴です。一番楽しいのはカラオケです。手をたたくことのできない人のお手伝いをしました。お食事の手伝いをしました。お散歩へ行きました。これが私の一日でした。

⑲私の初めての施設実習はとても印象的なものでした。施設で働いている方はカリスマ性があった、高齢者に対する気配りがとても良くできていました。しかし、まったく動けない方や、まひのある方を見て、とても悲しくなりました。いつか私たちがそのように年をとったらと思ったり、こんなに弱くなったお年寄りをみたことがなかったので、心が痛みました。反対に、このように良く対応してくれる施設があることを知って、うれしく思いました。一日だけでしたが、一緒に仕事ができとても良かったです。もしできることなら、もっと、お手伝いがしたいです。この施設で、献身的に働いているすべての方を、すばらしいと思います。

・実習終了後の感想文のまとめ

上記の感想文から、①介護の仕事がしたいは3名、手伝いたい1名、介護の勉強がしたいは2名、日本語の勉強がしたいは1名、よい経験だったが

7名だった。②「介護の仕事は私が17年間の間にしてきたことのなかで一番良いことです」「人と人とのふれあいによって、自分が役に立っていると感じ楽しむことができました。工場の仕事では埋めることのできない精神的な隙間を埋めることができた」「みなさん、国籍の違いも気にせず、大変温かくうけいれてくださいました。職員の方々も、日本語のできない私にも、忍耐強く接してくださいました」「Uさんとはブラジルのことを話しました。しっかり聞いてくれました」と、介護の実習を通して、人間関係のふれあいの大切さに気づいている。③「周りの人に相談すると、この仕事は難しいという人ばかりです。私はそうは思いません」と、介護の仕事への理解も、実際の現場から、理解が深まってきたことがわかる。④しかし、介護実習参加19名の中の12名は、日本語の会話は十分できるが、日本語でのひらがなやカタカナでの記述はできない。在日14年目の方でも、まだまだ「日本語ができない」とのことである。

静岡県内の施設で介護の仕事を始めた、日系3世の32歳の青年は、「悩みの種は日本語です。特に、利用者の健康状態などを記録するカルテの記入には戸惑っています。医学の専門用語など、今まで知らなかった言葉も覚えなければなりません。始業時間より1時間前に来て、日本語の勉強をすることが日課になっています。」

三重県四日市のブラジル人職員の働く〇特別養護老人ホームの介護部長は、「日本語が難しく、申し送りや記録が伝わりにくい時は、早いうちに個別に相談にのり、解決するようにしています。今後、地域のみなさんとの交流のため、施設でいろいろなイベントを計画していますが、ブラジルの文化も取り入れていこうとも考えています。」

7. 開講式から修了式まで

平成21年9月29日の開講式では、焼津市国際友好協会副会長加藤與志男氏が、「各地で多様な国際交流事業が活発化し、日本語教室も多く開催されています。日常会話から専門的な日本語を習得する教室まで、いろいろ種類があります。

語学習得の近道は、『まず目的を持つこと、語学はそのための手段にすぎない』という国際交流関連諸先輩の言葉を痛切に感じた。」とのスピーチから始まった。

平成22年2月12日修了式では、受講修了証を交付した。賞状には、学習の内容・基礎日本語・介護福祉実習・施設見学・施設体験実習とそれぞれの出席状況を記入した。

講座への出席は、皆出席者1名（皆出席賞授与）・講義皆出席者2名（講義皆出席賞授与）と、非常に良好であった。夜間の7時から9時までの学習ということや、仕事が終わってからの方や家庭の主婦は夕食の準備や子どもを連れての（大学の地域交流センターの職員の皆様方や大学ボランティアの学生さん達の託児により）学習であった。

多文化共生とのまさにその言葉どおり、学習修了後には、記念のパーティを催していただき、お国自慢の料理を持ち寄って仲良くまだまだのこれからの日本語の学習と介護技術への意欲と、介護職への就労への努力を話し合った。

その後も、焼津市国際友好協会主催の国際理解講座が和田公民館で開催されたときも、ブラジルとペルーからの方々と再会し、ブラジルとペルー料理を食べながら、日本語講座の思い出などを話しながら再会を楽しんだ。

8. 就労への取り組み

(1) ハローワークへのお願い

修了証を持参した、「外国人住民のための介護補助員等養成日本語講座修了生」への就職相談と介護職への紹介への配慮を依頼し、一人でも介護職への就労を希望する外国人の就労を助けたいとの願いで、焼津市役所多文化共生課の職員の皆様方のご尽力を頂いた。

(2) 実習施設と近隣の施設からの就労依頼

施設体験実習させていただいた施設から、2・3名の外国人の方々の就労への打診があり、もっと詳しく労働条件などの話し合いをとのお話を頂きましたが、運悪く、ちょうど母国への一時帰国があり、双方の不具合で就労に至らなかったケ

ースがあり残念であった。

また、近隣での介護職の不足が急に生じた施設からもお話を頂きましたが、初めての施設での面接で過度に緊張して、いつもはあいさつや会話や日本語の良くできる方で笑顔も多い方が、自分の言葉での対応ができず就労には至らなかったというケースもあった。

9. 考 察

(1) 先行研究

第18回日本介護福祉学会大会は「21世紀の介護福祉～国際交流における介護福祉の役割～」がテーマとなった。（2010年9月18日・19日岡山県立大学）

①シンポジウムIでは、森山千賀子「韓国との国際交流における介護福祉の役割」、松本好生「21世紀の介護福祉～中華民国との国際交流における介護福祉の役割～」高橋和巳「インドネシアをはじめとした海外介護士との交流を軸に」

②分科会（第6-A）・国際介護福祉では、太田貞司「フィンランドの地域ケアとラヒホイタヤ」高木剛「ドイツにおけるAltenpflegehelferの養成制度」藤森宮子「日仏比較の視点からの考察－介護職の人材養成に、職能・業界団体が果たす役割とは－」中野一茂「ドイツ老人介護士養成における実習指導者について－Praxisanleitung für Pflegebrüderの翻訳第1報－」鴨澤小織「イギリスにおける介護人材育成の動向」溝部佳子「留学生と介護福祉学科学学生との国際交流－「ふくい・ふれ愛ひろば」の実践を活かして－」

③分科会（第6-B）・国際介護福祉では、土川洋子「外国人介護福祉士候補生の現状と展望～介護福祉士養成施設学生の立場からのコミュニケーションに関する一考察～」趙敏廷「介護福祉学生の介護福祉士イメージ－SD法による日韓比較－」天野ゆかり「外国人介護職員受け入れに対する地方自治体の取り組み－EPAにおける介護福祉士候補者の教育支援を中心に－」金美辰「EPAにより来日した外国人介護職員の勤務と研修の在り方に関する一考察」宣賢奎「韓国の介護保険

制度における療養保護士の専門性に関する研究」安勝熙「韓国の介護人材育成の動向」陳引弟「中国の大都市部における介護職養成の現状と課題－大連市の実態調査を通して－」

④ポスター発表国際介護福祉群では、末廣貴生子「『外国人住民のための介護補助員等日本語教室』開催の現状と課題－S県Y市の福祉大学と市役所・国際友好協会の提携による講座より－」青柳暁子「フィリピン人介護福祉士候補生と日本人介護福祉士の介護感の相違」の発表があった。

国際介護福祉の発表分野では、フィンランドの地域ケアと世話をする人・イギリスの介護職の労働環境・中国大連市介護職養成・韓国療養保護士養成（3件）・ドイツ老人介護士（2件）・職業業界団体の役割の日仏比較・介護福祉士のイメージの日韓比較・留学生（米国・中国・韓国）と介護福祉学科学生の国際交流・韓国との国際交流・中国との国際交流・インドネシアなど海外介護士との交流・EPA介護福祉士候補生のコミュニケーション・EPAにより来日した外国人介護職員の勤務と研修・EPAにおける外国人介護職員受け入れに対する地方自治体の取り組み、が主なものであった。

この外国人のための介護技術の習得と日本語学習の支援は、地方自治体の取り組みだけではなく、大学の介護福祉コースとの連携が大きな意味を持っている。

さらに、介護の仕事の理解は、職業としてのみならず、人の誰もが、外国人でも、高齢者や障がいを持つようになれば、その知識や技術は必ず必要となり、外国人の高齢化にもその対応も必要となる。

幸いにも、第1回に続いて、第2回が開催される。

多くの外国の方々に、介護福祉・介護技術と日本語を学んでいただければと思う。

又、本講座の教科書が日本中の外国人住民の方々の学習の役に立てばと思う。

(2) 外国人による介護職員の増加・

日本もドイツも

日本に現在滞在している日系ブラジル人は約30万人、その半数の16万人が東海地域に集中している。仕事は非正規・製造業の派遣や期間工などとして働いていることが多く、派遣切りの人々の雇用を介護の職場にと、新たな職域を創出しようとしている。

「三重県鈴鹿市などでは、『外国人向けホームヘルパー2級養成講座』にブラジル、ペルー、チリ国籍の19人が参加し、専門用語にはポルトガル語の対照表をつけ、講師と通訳がペアで教える」「O特別養護老人ホームでは全体で約70名ほどのブラジル人がヘルパー資格取得後、働きながら、介護福祉士を目指している方もいる」など、介護現場の人手不足と不景気からの状況に、外国人の介護職員は増加している。

EPA以外でも、介護施設では、日本人配偶者や日系人など、東京都内の特別養護老人ホームでフィリピン・中国・韓国籍などの女性が101施設196人働いている。

ドイツの介護保険法における貴重な人材は、老人介護士である。この専門職は、日本の介護福祉士のモデルであるといわれている。日本よりも約30年前の1960年代から養成が始まった。しかし、最近の老人福祉士を取得する人々の傾向として、失業者や海外からの移住者が増加しているといわれている。

・本講座受講生は、30歳代から50歳代後半ぐらいまで、男性が数人で、女性の家庭の主婦や家事などが得意な方々であったため、仕事への理解や高齢者へも、「国の母を思い出して涙が出ました。」と優しい心遣いの方々ばかりであった。

また、外国人の女性は、大変家庭的で、料理や家事が得意な方が多かった。受講した男性は、料理や家事や介護の仕事への積極的な働きには、自然な仕事ぶりが伺えた。

第2回の講座が開催されるが、4名の第1回受講生が再度受講することで、第2回講座終了生には、就労の実現を目指したい。

・ブラジルとの関係は、日本人がブラジルへ移民し、今は、ブラジル人が日本で働くという、まさに、国際相互理解、多文化共生への取り組みが必要となる。

ブラジルの人々が日本語を学び、私たち日本人も、ポルトガル語・スペイン語・英語での指導や授業が必要となる。

早急に、介護技術のポルトガル語・スペイン語・英語の対照の教科書や練習ドリルの作成が必要となる。

外国人の介護職員を受け入れる介護施設の職員の外国語教育や介護福祉士や指導者の、英語・ポルトガル語・スペイン語やその国々の、インドネシア・フィリピンの生活・文化・習慣を学習しておく必要がある。

今回、作成した日本語の教科書・練習ドリルと介護技術の教科書・練習ドリルを、施設の職員の方々との協議で、再度、現場で必要な学習を付記していく必要もある。

（3）浜松市の

「介護のための日本語教室」との比較

本講座の先行講座は、2009年2月中旬から1ヶ月、失業者向けに開講された。面接と筆記試験を実施した。定員30名に5倍の応募があった。食事・入浴・排せつ・衣類の着脱などで使われる日本語会話を学習し、介護現場体験もおこなった。

・本講座は、学習期間が6ヶ月近く長いこと、失業者ではなく現在も仕事をしながらの主婦の方々が受講したこと、日本語と介護技術と・施設見学と施設オリエンテーション・施設実習と、大学での介護技術の授業と同様の同等の学習をおこなったことが特色である。

（4）多文化受け入れの態勢

内閣府の外国人労働者問題世論調査によると、（2000年11月調査から）全国の20歳以上3000人を対象におこなわれ、回答率は69.0%、受け入れを認めない48.3%、受け入れを認める42.8%、認めない割合は町村が高く、女性が高く、60歳代が高い。認めない理由は、「介護には日本語でのコミュニケーション能力が必要である」が69.5

%、「介護サービスは日常生活全般にわたることから、国内の各種制度や生活習慣を理解する必要がある」が58.0%、「介護には専門的な知識や技術が必要である」が38.3%であった。

2004年の「外国人労働者の受け入れに関する世論調査」内閣府大臣官房政府広報室によると、「外国人労働者に求めるもの」として、「日本語能力」が35.2%、「日本文化に対する理解」が32.7%、「専門的な技術・技能・知識」は19.7%である。

・本講座の施設見学と施設実習では、施設の職員と利用者の方々からは、外国人としての実習生の介護実習では、日本語の会話と介護技術への取り組みには好意的な意見が多く、就労への意向も伝えられた。

しかし、今後は、安全への確実な対応や、コミュニケーションの不可能な利用者への対応など、現場の施設側実践での、難しい問題への対応を十分に汲み取れる介護技術と日本語の学習へ展開できるようにしたい。

10. 今後の展開

（1）第2回「介護の仕事のための日本語教室」

文化庁の委託事業として始まった、「外国人住民のための介護補助員等養成日本語教室」は、再び、焼津市国際友好協会と静岡福祉大学の連携で、平成22年10月6日から日本語4回・介護技術4回・施設見学と施設実習の合計10回の講座が引き続いて開講されることとなった。

文化庁の視察時の意見交換会では、日本語の専門官や日本語の大学教授から、「介護用語は日本人にでも難解な言葉であり、その意味や漢字での表記には大変難しい言葉が多すぎると思う。言い換えて、もっと易しい用語で、昔の言葉遣いからの工夫が必要と考える。」とのご指摘があった。同時に、「介護福祉の授業や介護技術の難しい授業を、この外国人の皆さんの授業への集中力を引き出し、授業をわかりやすく楽しく学べるような工夫は今後広く引き継いでいっていただきたい。」とのお勧めも頂いた。

(2) 受講生の向上と大学の地域相互貢献へ

①前講座の受講生が介護の仕事に興味をもち、ホームヘルパーの2級課程を受講したこと。

前講座で施設実習した施設からは、働いていただけでも良いとお話を頂き、履歴書や面接への準備にとりかかっている。

介護福祉職への就労へと繋がることを願っている。

②前講座修了者の皆様に呼びかけて、介護施設で実習させていただいたお礼として、有志の方々と、ボランティア活動として、多文化共生の、ブラジルやペルーなどの民族ダンスクラブの披露などを計画している。

③焼津市や静岡県の地域性から、静岡福祉大学の役目は、多文化共生として、外国人の方々に、日本語の普及の学習に取り組むこと、また、福祉大学教員として、地域の高齢者や障がい者の施設との交流に役立てる知識と実践に必要な実技の習得の手助けをおこなうこと。

とりわけ、介護福祉職として就労にまで導ける手助けをおこなっていくことは、大きな責務と考え、今後ますます外国の方々との交流を推進し、国際貢献や地域活性に寄与しなければならないと考える。

感謝

この「外国人住民のための介護補助員等養成日本語講座」開催については、焼津市国際友好協会・焼津市役所総務部多文化共生課(旧課名)・静岡福祉大学の多くの皆様方のご尽力ご協力により開講できました。ありがとうございました。ここに感謝の意を表します。

また、第2回の講座開催へのご協力をお願いいたします。

参考文献

- 「外国人住民のための介護補助員等養成日本語教室が終了しました」、焼津市国際友好協会だより、No.33,2010年3月26日
- 「派遣切り日系ブラジル人を介護に」、シルバー新報、2009年9月1日
- 「介護相談員だより」第14号、四日市市介護・高齢福祉課、2009年9月
- 「介護職で新しい道を・浜松で外国人向け講座」ニッケイ新聞、2009年4月16日
- 小椋喜一郎「介護分野における外国人人材問題」、建帛社だより『土筆』、2010年9月
- 吉田宏岳監修「介護福祉学習辞典」第2版、医歯薬出版、2007年
- 一番ヶ瀬康子「介護福祉学の探求」、有斐閣、2003年8月
- 一番ヶ瀬康子監修・日本介護福祉学会編「介護福祉士これでいいか」ミネルヴァ書房、1998年4月
- 小田兼三・古瀬徹編集「明日の高齢者ケア8－高齢者ケアの担い手－」中央法規、1993年11月
- 日本介護福祉学会「第18回介護福祉学会大会発表要旨集」第18回介護福祉学会大会実行委員会、岡山県立大学
- 末廣貴生子「教科書・練習ドリル、外国人住民のための介護技術と日本語講座(日本語の練習編)」焼津市・焼津市国際友好協会・静岡福祉大学、やまもと印刷、2010年9月

特別養護老人ホームでの 緩和ケアの知識を深めるために

中野 一茂

To Deepen the Knowledge of Palliative Care in the Nursing Home

KAZUSHIGE NAKANO

要 旨

平成18年4月施行の介護保険の改正では、看取り介護加算とともに40歳以上の末期がん患者は介護保険の対象になった。しかしながら、介護保険対象になっている施設で働いている介護福祉士、ヘルパー資格保持者で構成される介護職員は、いわゆる様々な場面で利用者の身体に出現する痛みに対する「緩和ケア」に対しての知識が充実しているとは、言い難いのが現状である。そこで今回は、緩和ケアの知識の向上を目的として学習会を実施した。また、その結果を踏まえて今後の特別養護老人ホームにおける緩和ケアについて考えていく。

1. はじめに

平成18年4月施行の介護保険の改正では、看取り介護加算とともに40歳以上の末期がん患者は介護保険の対象になった。しかしながら、介護保険対象になっている施設で働いている介護福祉士、ヘルパー資格保持者で構成される介護職員は、いわゆる様々な場面で利用者の身体に出現する痛みに対する「緩和ケア」に対しての知識が充実しているとは、言い難いのが現状である。

一般に高齢者は幾つかの慢性疾患を抱えているが、西岡は¹⁾さらに「老年症候群」として、また、鳥羽は²⁾、後期高齢者では、平均6個の慢性疾患を有し、平均8個の老年症候群を有しているといわれている。西岡¹⁾はこれらを踏まえて、高齢者疾患の特徴を次のように、まとめている。①複数の疾患を持っていることが多い。②症状は必ずしも単一の病因によるものではない。③しばしば症候が非典型的である。④社会的背景が契機となった疾患が少なくない。⑤予後が医学的要因のみならず社会的、環境的な要因による影響を受けやすい。⑥薬物による有害事象の出現頻度が高い。⑦各種の検査値による個人によるばらつきが大

きい。⑧生理的老化と病的変化の区別が困難な場合がある。⑨老年者に特有な病態を理解する必要がある。以上のようなことから、考えてみると介護職員に対して緩和ケアの知識を充実させることが急務であると考えられる。

そこで今回は、緩和ケアの知識の向上を目的として学習会を実施した。また、その結果を踏まえて、今後の特別養護老人ホームにおける緩和ケアについて考えていく。

2. 研究方法

期 間 平成20年8月～平成21年2月

対 象 A県、A市、特別養護老人ホーム
介護職員 100名

学習会開催について

- 1) 学習会の企画・開催
- 2) 学習会後、介護職員へのアンケート実施

3. 痛みについて

(1) 痛みの定義

国際疼痛研究学会³⁾では、「痛み」を「組織の実質的または潜在的な損傷に伴うか、このような損傷を示す言葉を用いて表現された不快な感覚と情的な体験」と定義している。

(2) 痛みの特殊性

田邊らは⁴⁾、痛みの特殊性について、次のように述べている。ヒトは痛覚以外に、触覚視覚・聴覚・味覚・嗅覚、いわゆる五覚(五感)というものを持っているが、これはヒト全てに共有できる感覚である。「美味しいものは美味しい」と感じるし、「綺麗なものは綺麗」と感じられる感覚であり、お互いが理解し合える感覚ということになる。

ところが、痛みはそれを感じている個人にしか分からない感覚である。他人はヒトが七転八倒しているから「相当痛いのだ」と判断しているに過ぎない。痛覚は常に孤独な感覚なのである。逆に、その痛みを感じないというヒトが少しではあるが存在する。無痛症と呼ばれるが、大方は感染による痛みを感じないために早死にすることになる。

何らの原因で損傷を受けた瞬間に感じる局在性の明確な痛み(例:足底が)と、それに少し間をおいて感じる持続性で局在性に乏しい痛みがある。最初の痛みを鋭痛(一次痛、速い痛み)、続く痛みを鈍痛(二次痛、遅い痛み)と呼び、これを痛みの二重性というが他の感覚つまり五覚には認められない現象である。

痛みには、その他にもいくつかの特殊な現象が認められる。触る、撫でるなど痛みを起こすはずのない刺激なのに痛みを生じることがある(アロディニア)。さらには、内臓疾患による痛みが皮膚に投影される現象(関連痛)、末梢の知覚は完全に消失しているのに同部に訴えられる痛み(帯状疱疹後神経痛・腕神経引き抜き損傷・幻肢痛)がありその上、骨折は治癒し痛みの原因が消失しているのに関わらず訴え続けられる痛みなどがある。また、痛みが生じているはずなのに、精神的緊張状態・昂揚状態などのときには、痛みがつかない(疼痛抑制機構)ということもある。

(3) 痛みの種類

佐藤は⁵⁾、痛みを分類する基準として、成因、時間経過、身体部位などを挙げてまとめている。

- ① 侵害受容性疼痛:一過性または持続性侵害刺激に対する侵害受容器の反応に起因
- ② 神経因性疼痛:疼痛伝達・制御機構自体の異常に起因
(例) 帯状疱疹後、神経痛、糖尿病性神経炎、癌の神経浸潤、視床痛、求心路遮断痛
- ③ 心因性疼痛:妄想、幻覚、ヒステリー、うつ病などに伴う痛み

侵害受容性疼痛は、組織損傷を起こす侵害刺激により一次感覚神経などの末梢端部分に存在するポリモーダル受容器などの侵害受容器が興奮し、発生する痛みである。

生体警告系としての痛み、外傷、手術、炎症、に伴う痛みなど。大部分の痛みがこれに分類される。癌の痛みの一部も持続的な侵害性の痛みと考えられる。

神経因性疼痛は、神経組織自体の物理的損傷、機能的変化により発生する痛みである。

成因が十分には解明されていず、組織損傷が完全に治癒した後も続き、現在臨床的に使用されているモルヒネなどの鎮痛薬も効き難い臨床的に厄介な疼痛である。現在のところ痛みの研究の焦点になっている。

心因性疼痛は、身体的(器質的)に痛みの原因となる病態生理学的異常がないにもかかわらず発生する。高度に発達した大脳皮質をもつヒトでのみ見られる。精神神学的社会心理学的な異常に基づく痛みである。

4. 緩和ケアについて

(1) 緩和ケアの定義

WHOの定義⁶⁾よれば、緩和ケアは生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな(霊的な、魂の)問題に関して適切な評価をおこない、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティー・オブ・ライフ(生活の質、

生命の質）を改善するためのアプローチである。

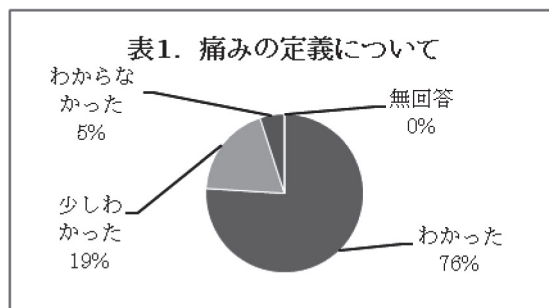
7. 結果・考察

緩和ケアの学習会終了後、アンケートを実施したところ表1から表9のような結果となった。

5. トータルペインについて

(1) トータルペインとは⁷⁾

身体的、精神的、社会的、スピリチュアルな苦痛について評価・ケアをし、生活の質を改善することを目的としている。そして、この四種の苦痛を総称して、トータルペインと呼び、全人な苦痛の緩和を図ることが謳われている。



6. ペインスケール⁷⁾

(1) ペインスケール

(Wong-Baker Face Scale) について

Face Scale は、感じている痛みについて、痛みを表す段階的な“顔”の絵から選ぶため、成人だけでなく言語や数字を理解できない小児や高齢者に使われることが多い方法である。通常、Wong-Baker FACES Pain Rating Scaleのように、scale 0の“痛みが全くない”からscale 5の“耐えられない強い痛み”までの6段階の表情に、痛みの強さを表す“言葉”を併記して用いられる。Face Scaleには、他にも表情の異なる様々なペインスケールが開発されていますが、最も多く使用されているのは、Wong-Bakerらの開発したFace Scaleのペインスケールである。

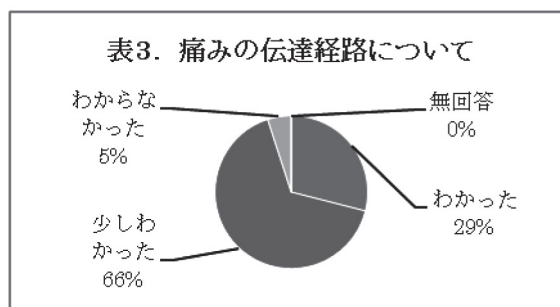
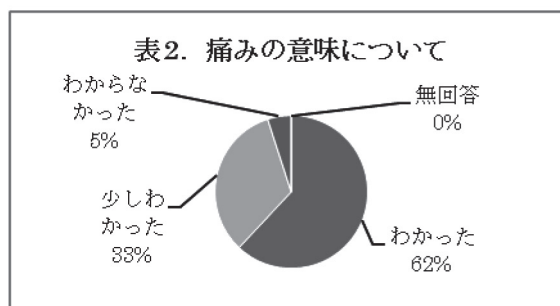
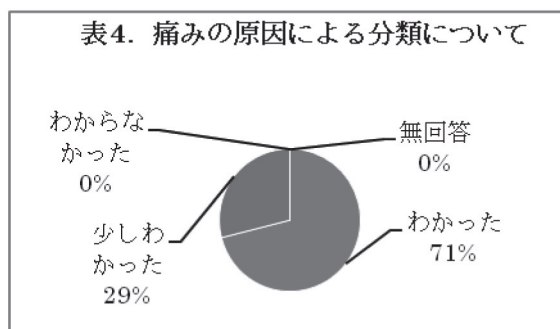
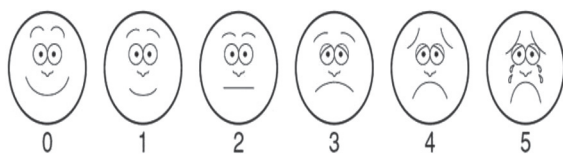
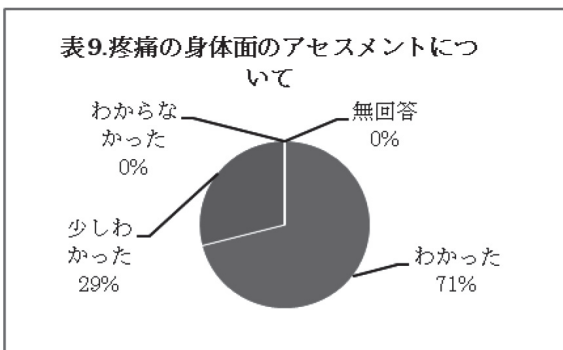
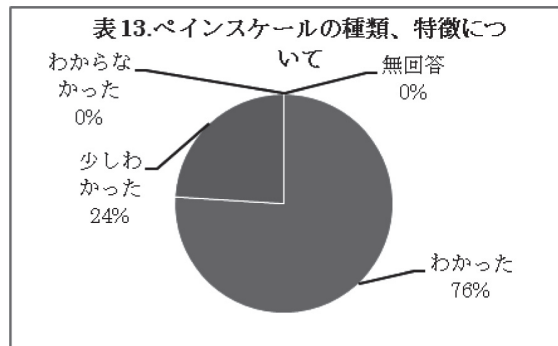
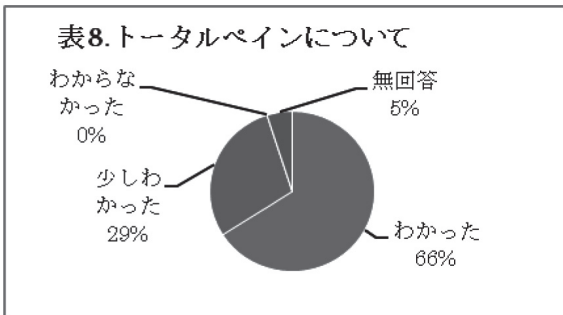
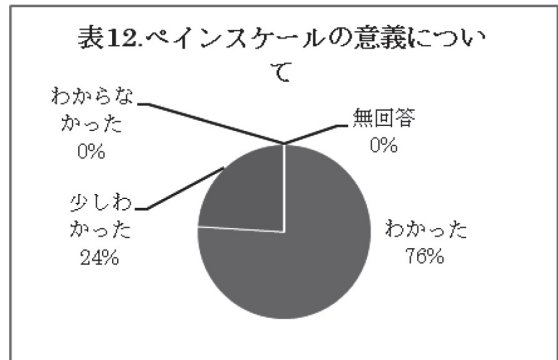
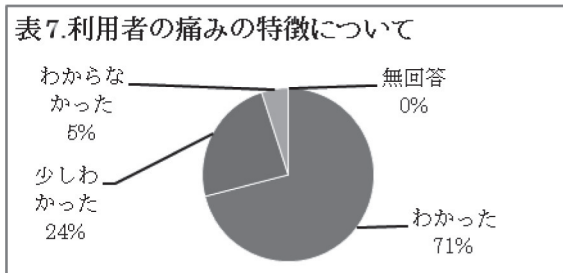
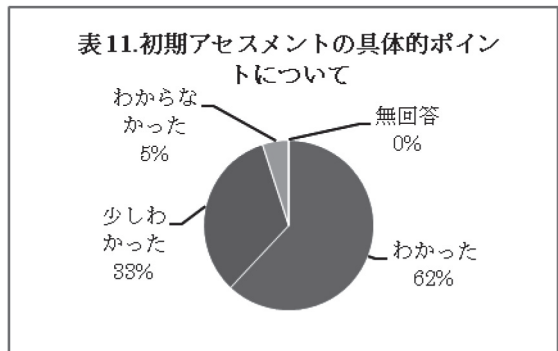
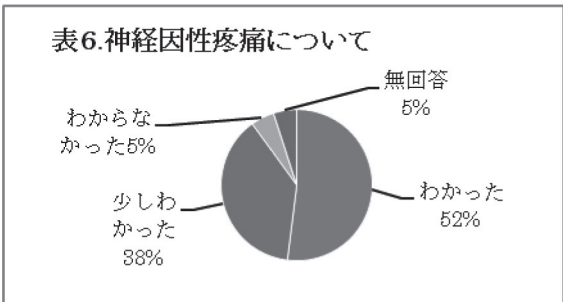
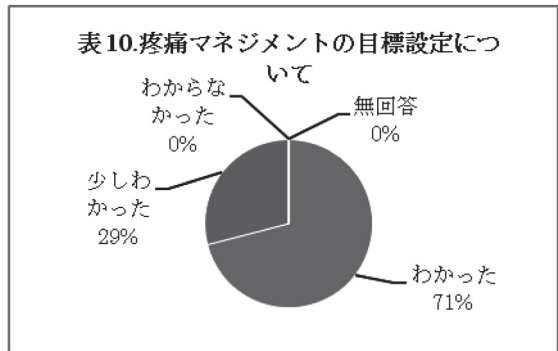
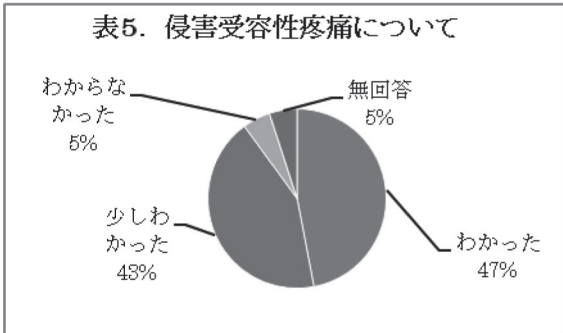


図1. Wong-Baker Face Scale





（1）学習会後のアンケート、自由記述

- ① 痛みの有無だけでなく、種類や特徴などポイントを理解でき、観察するときに注意するようになった。
- ② どの程度、何時から、どのあたりなど痛みを深く考え、記録に残すようになった。
- ③ 知識の裏づけとなり、緩和ケアに対し自分の知識と利用者の状態を統合して自分の意見が言えるようになった。
- ④ 医師や看護師・薬剤師にコンタクトをとったり、カンファレンスをする頻度が多くなった。
- ⑤ 講義形式の学習会や資料で学習意欲がわいた。
- ⑥ 1度ではわからない、難しい。

緩和ケアやアセスメントについての考え方・日常の介護への変化については自由記述の①～⑤のような回答があり、日常における具体的な介護行動に変化が見られたと考えられる。これは、学習会により知識の習得、学習意欲の向上、具体的な行動の変化につながったと考えられる。

8. 結論

高齢者は複数の疾病の痛みを抱えて、年齢が上がる度にその割合が増えることは、考えられる。そのことから痛みをコントロールする緩和ケアは、大変、重要である。しかしながら、ある報告に^{8) - 9)}よると長期療養施設にいる高齢者のがん患者の約30%は、毎日、痛みを訴えているにもかかわらず、疼痛治療を受けていないということがあり、この割合は高齢になるほど増加する。

また、がんではない高齢者も、大腿骨頸部骨折をした場合も、不適切な疼痛治療を受けており、認知機能の低下がある場合はその傾向が非常に強い。その他にも、ある市在住の高齢者の25-50%が、関節痛や腰痛などの慢性疼痛に悩まされているが、コントロールは不十分であるといわれている。^{10) - 11)}

この現状にも関わらず、平成20年度から導入された介護福祉士の新しい養成課程においても緩和ケアについては詳しい内容を教えるようになっていない。その理由として考えられるのは、緩和ケアそのものは、医療行為が多く含まれてい

るため、介護福祉士が関わる部分が少ないと考えられている。しかし、冒頭にも書いたように平成18年4月施行の介護保険の改正では、看取り介護加算ともに40歳以上の末期がん患者は介護保険の対象になった。また、看取り介護を行う場合、本人の意思確認や家族への説明等で介護職員が関わる場面があると考えられるならば、緩和ケアの知識、特に疼痛コントロール関する説明ができる程度の知識は、介護職員にも必要なのではないか。また、介護計画等（ケアプラン）で緩和ケアを中心とする計画立案があった場合においても、緩和ケアの知識が介護職員に不足しているようであれば、他の職種との連携においても支障をきたす可能性がある。そのようなことを考えると、従来、生活施設とされている特別養護老人ホームの介護職員においても、研修メニューとして緩和ケアを学ぶ機会を増やす必要があると考えられる。そして、介護福祉士の養成課程においても、緩和ケア、また、痛みに関する基本的な知識を取り入れた授業内容の検討が待たれる。

9. 今後の課題

従来の介護分野における看取り介護、ターミナルケアは、高齢者の尊厳を中心に考えられていたため、スピリチュアルケアを中心に考えられてきたが、医療の境界を超えない程度で、介護職員がどのような緩和ケアに関わることができるのか、概念、技術の両面から検討していく必要がある。

参考文献および引用文献

- 1) 西岡弘晶：老年医学の立場から（特集 老いの時代の緩和ケア—どう捉え、どう実践するか）—（後期高齢者への緩和ケア—困難な点と対応のポイント）. 緩和ケア, 18(3), p211-213, 2008.
- 2) 鳥羽研二：後期高齢者の質的变化—一見元気に見える高齢者の生活機能を考える. medicina. 40,p1634,2003.
- 3) IASP.Pain terms : A list with definitons and notes on

usage. Pain6,249-252, 1979.

- 4) 田邊豊,宮崎東洋:痛みとその治療に使われる薬剤. 順天堂医学 48(3), p290-304, 2002.
- 5) 佐藤公道:苦痛の薬理学. 日本薬理学雑誌, 129(1), 13-18, 2007
- 6) 日本ホスピス緩和ケア協会, 緩和ケアについてのWHOの緩和ケアの翻訳
<<http://www.hpcj.org/what/definition.html>>.
- 7) 柏木哲夫:トータルペインとその対応(特集 緩和医療の現状と展望)--(緩和医療の実際). 現代医療 36(6), p307-1311, 2004.
- 8) Bernabei R, Gambassi G, Lapane K, et al:Management of pain in elderly patients with cancer. JAMA 279,p1877-1882,1998.
- 9) Cleeland CS, Gonin R, Hatfield AK, et al:Pain and its treatment in outpatients with metastatic cancer. N Engl J Med 330:p592-596,1994.
- 10) Feldt KS, Ryden MB, Miles S, et al:Treatment of pain in cognitively intact older patients with hip fracture. J Am Geriatr Soc 46:p1079-1085,1998.
- 11) Morrison RS, Siu AL:A comparison of pain and its treatment in advanced dementia and cognitively intact patients with hip fracture. J Pain-Symptom-Management 19:p240-248,2000.

福祉レクリエーションでの ダンスに関する考察

三岳 貴彦

A Study on Dance for Recreation in Welfare

Takahiko MITSUTAKE

1. はじめに

わが国での社会福祉サービスの中でのレクリエーション活動は様々な利用者を対象に行われている。

利用者の自立した生活を支援していく中で、心身の健康、文化的な生活を営むには、それは基本的な生活支援だけでなく、「その人らしく生きる」為の趣味や文化的な活動にもその支援は及ぶ。

又、社会福祉領域でのレクリエーション活動もその定義や活動内容の分類はこれまでも取り組まれているが、スポーツや体操等身体活動から芸術活動や野外活動に至るまで活動範囲は広範である。それぞれの分類や特性を理解しサービス提供を行われる事が求められる。

その中で、文化、芸術的な活動については、そもそも芸術活動は人間として誰しも体験し、享受するものであり、それは社会福祉サービスの利用者も立場は同様である。

又、レクリエーションについては財団法人日本レクリエーション協会が専門職の養成に尽力しているが、専門資格の一つであるレクリエーション・コーディネーターは歴史的経緯から見れば、対象が青少年の健全育成やその後、職場での福利厚生としてのレクリエーションが主流だったものが、少子高齢化社会の中で、福祉レクリエーションとして対象の主流が社会福祉領域に移行している。そして、1993年に同協会では福祉レクリエーション・ワーカーが創設され、世代、疾病、

障害等に配慮した上で利用者のニーズに対応できる社会福祉従事者のレクリエーション援助能力が求められていると言え、更なるニーズに対応した資格制度と人材育成に取り組んでいる。

そうした中で、福祉レクリエーション活動については様々なスポーツや文化芸術といったレクリエーション活動を行ってきた中の一つに、ダンス活動の実践がなされてきた。その事は福祉関係の文献の中の表記で、「ゲームや歌、あるいはダンスといったグループ・レクリエーションでよく使われるものから」（藪田ほか、2000）、といった文章からも、レクリエーションの比喩の一つに「ダンス」が使われるくらい実際はポピュラーに活動されている事が伺える。

しかし、一方では「（レクリエーションが）生活全般と全面的にかかわっている」が「多くはいまだに“みんなで遊ぶこと”とか、“歌、ゲーム、ダンス”などと、はなはだ狭い認識しか持っていないようである。」（垣内ほか、1998）や、「現代の子どもたちは、昔ながらのゲーム・ソング・ダンスの指導だけではもうついてこない。」（高橋ほか、1996）との文章表現から伺えるように現在の活動では、提供されているダンス活動に利用者が満足出来ているとは言い切れない事も指摘されている。

又、近年では福祉人材の確保の難しさ等が加わり、実際の社会福祉サービスでのレクリエーション活動は運営に困難が直面する場面も見られる。ダンスにはその特性として「踊る」、「創る」、

「観る」という表現形式でまとめられる(舞踊教育研究会、1994)。ダンスも芸術活動の一つとして捉えれば、当事者が「踊る」という行為自体を楽しむだけでなく、レクリエーションでの個人、若しくは集団での作品、振り付けを「創る(創作する)」作業、又、作品として完成すれば鑑賞者が必要とされる為、「観る」要素が含まれる。

今後はレクリエーション活動の向上には、総じて福祉レクリエーションに対する定義、概念の理解と、それぞれのレクリエーション財に着目した実践と理論の整理が求められる。

本研究では、福祉レクリエーションの概念と活動分類について整理し、その中でもポピュラーに扱われる活動の一つであるダンス活動に着目し、その意義と特性を検討する。

2. 社会福祉に於けるレクリエーションの定義、分類について

そもそも、社会福祉ではレクリエーション自体をどの様に考え、位置付けてきたのだろうか。社会福祉でのレクリエーションの定義について、これまでの先行研究からその位置付けを探ってみる。

サポラ、ミッチェルは「レクリエーションはプレイを含む広い領域で、あらゆるタイプの活動を含み、子どもおよび大人の両方によって、自己表現を目的をして追求される。だからコミュニティ・サービスのような活動も含む。」と定義し(垣内ほか、1998)、地域福祉全般にも当てはまる地域組織活動をもレクリエーションとして位置付けている。

又、バトラーは①意図的に報酬を求めない。②心身または創造の力を発揮せしめる。③外部からの強制ではなく、内からの欲求により活動する。④通常、余暇に経験されるが、どのような時、活動に関わらず生じうる。⑤行う人から楽しみや満足を引き出す。⑥個人的なものであるがゆえに多様である(垣内ほか、1998)。以上、6点にまとめ、ボランティア等の幅広い活動をもレクリエーションとして位置付けている。

垣内は社会福祉でのレクリエーションの役割

を「レクリエーションとは、生活を楽しく明るく、豊かにする為の一切の行為である。行為とは単に四肢のみでなく、視覚、聴覚、味覚、触覚などに関わる一切の行為を含む。」と定義している(垣内ほか、1998)。又、上記の定義を一言でまとめ、「レクリエーションとは『生活の快を求めること』である」としている。

又、藪田らでは以下のようにレクリエーションを定義している(藪田ほか、2000)。

- 「・遊びを基盤としており、
・主として余暇時間に行われ、
・基本的には自発的な行為・活動であり、
・楽しさや喜びといった感情を伴い、
・心身の健康や幸福な生活あるいは人生の開発に貢献する活動。」

レクリエーションは教育、労働の領域で概念が成立していった。その為、対象者は学生、労働者となるが、社会福祉領域でのレクリエーション活動では対象者は福祉サービスの利用者となる。

その為、福祉サービスでのレクリエーションとは利用者の「生活」の中での活動となる。

主体的に活動そのものを楽しんだり、充足感を得る点にも着目し、生きる事により良く、より豊かに生活していく上でレクリエーションを捉えられている。

3. 社会福祉に於けるレクリエーションの分類とダンスの位置付けについて

「レクリエーション財」とは「人間の文化が生み出した文化財の総称」である。福祉現場での援助目的は利用者一人一人が自分で選択して、様々なレクリエーション財を自主的に楽しめるようになる事(レクリエーション自立)にある(藪田ほか、2000)。

福祉レクリエーションの分類には視点によって様々な分類がある。それは例えば個人の障害の度合いに着目したり、世代を限定する事で利用者との関わり方(援助方法)が違うからである。

そこで、先行研究でのレクリエーション財の分類からどのように様々な活動を分類、整理されているのかを検証していく。

表 3-1 今井毅によるレクリエーションの分類

社会的活動	情緒的活動	知的活動
ゲーム デート 祝賀会・パーティー 訪問・旅行 ボランティア活動 地域活動・行事への参加及び参画 団体・組織・政治活動 人間関係能力開発 その他	演劇 映像 音楽 工芸 生活文化 美術 文学 宗教・瞑想活動 その他	ゲーム ラジオ・テレビ視聴 コレクション 自己啓発・資格取得 情報収集・記録活動 研究活動 執筆活動 読書 その他
自然志向活動	身体的活動	
保養 散策(散歩、散策、探検、冒険) 野外生活 魚介類の捕獲 野生植物・薬草の収集 狩猟 園芸・植物栽培 動物飼育 その他	ゲーム 体操/体調/体力づくり 個人スポーツ 対人スポーツ 集団スポーツ レーシング・スポーツ 武道・格技 舞踊 その他	

表 3-2 垣内芳子によるレクリエーションの分類

1	個人的レクリエーション	テレビ、読書、散歩、絵画など
2	集団的レクリエーション	談話、集団ゲーム、合唱(奏)など
3	静的レクリエーション	手芸、映画鑑賞、落語鑑賞など
4	動的レクリエーション	スポーツ、舞踊、園芸など
5	受動的レクリエーション	音楽鑑賞、スポーツ観戦など
6	能動的レクリエーション	手芸、工作、俳句、書道など
7	刹那的レクリエーション	スポーツ、歌唱、ゲームなど
8	創造的レクリエーション	陶芸、短歌、料理、編物など
9	娯楽的レクリエーション	殆ど全て
10	学習的レクリエーション	研究、討論、探検など
11	利己的レクリエーション	殆ど全て
12	社会的レクリエーション	ボランティア・サービスなど

表 3-3 茅野宏明によるレクリエーションの分類

カテゴリー	種目	具体的な活動
ダンス	フォークダンス	外国民謡、日本民謡、サンバ、タンゴ、フラダンス、フラメンコ
	レギュラーダンス	社交ダンス、ジャズダンス、タップダンス、バレエ
	その他	ストリートダンス、ディスコダンス

今井は「余暇活動目録」として余暇活動を次のような分類を行っている(表3-1)。

この事から、美術や音楽といった芸術は情緒的活動として分類されているが、ここでは「舞踊」が身体的活動として分類されており、スポーツと同じ範疇として分類されている。

又、垣内による分類は福祉現場での活動の特性から12の活動に分類している(表3-2)(垣内ほか、1998)。垣内による分類の特徴として、例えば「個人と集団」、「静と動」と言った対比した関係から分類しており、また、「手芸」が「静的レクリエーション」と「能動的レクリエーション」に属している等、そのレクリエーション財の特性が合致すれば項目は重複する。そして、「娯楽的レクリエーション」と「利己的レクリエーション」での事例が「殆ど全て」としている事から多くのレクリエーション財がこの要素を含む。垣内は「舞踊」を「動的レクリエーション」の事例として挙げており、ここでもスポーツと同じ範疇としている。また、事例で挙げられたダンスは「娯楽的レクリエーション」「利己的レクリエーション」にも要素として持ち合わせている事から主体的に娯楽に興じる要素も含まれる。

又、茅野はレクリエーションを10のカテゴリーに分類しており、ダンスは「ダンス」として独立している(表3-3)。そして、ここではダンスを更に「フォークダンス」、「レギュラーダンス」、「その他」に分けており、各ダンスのジャンルが分類されている。

又、藪田らは、各レクリエーション財がどの項目の楽しさのポイントを満たすのかをまとめている(藪田ほか、2000)。但し、ここでは観戦や鑑賞等「見る」、「聞く」の活動要素は含めていない事を前提にしている。

以下の状況にある時に、人は楽しさを感じ、それが満足につながり、やがて生き甲斐にまで変わっていくとしている。

- a.自分が主体的に関わりを持っている時。
- b.人から拘束されず自由であると感じた時。
- c.物事が達成できた時。
- d.自分の力が伸びたと感じた時(出来なかった事が出来た時)。
- e.自分が自分自身でいることが出来、自身を表

現できている時(自己表現)。

f.創造性のある活動をしている時。

g.他人から認められた時。

それぞれのレクリエーション財について楽しさのポイントを整理して提示されているが、ここでは「ダンス」から得られる楽しさのポイントをa、c、dとしている。

ダンスの特性は「踊る」、「創る」、「観る」という表現形式でまとめられるが、この分類では「見る(観る)」要素を含めていない事を前提に説明しているので論点として省くにしる。e.自己表現やf.創造性が該当するダンスを「創る」要素が楽しさのポイントとして含まれていない。

この事はダンスの持つ「創る」要素を軽視しているという解釈もできるが、それとは別に福祉の現場に於いて自己表現や感情の表出であったり創造的なダンス活動が行われていないか、若しくは行ったとしても利用者がそれによる楽しさを得られなかったりニーズとして求めている事を意味するのではなかろうか。

三浦らの研究では対象が大学生ではあるが、「クリエイティブなダンスよりもリズムに乗って身体を動かす事により運動欲求が満たされ、加えてコミュニケーションが取れたり、シェイプアップ効果があるような要素をもったダンスを求めている」事が指摘されており、福祉レクリエーションでのダンス活動でも利用者のニーズには「踊る」事による健康の増進や心身状態の向上を期待されているが、「創る」要素が他の要素より低い状態である事が考えられる。

又、「b.人から拘束されず自由であると感じた時。」「g.他人から認められた時。」が含まれない事について、ダンス活動での他者との関係性があまり重視されていないようである。但し、普通グループ・ワークとして行う以上、他者との関わりは軽視されるべきではない。三浦らの研究から言葉を借りれば、「加えてコミュニケーションが取れたり」といったダンスが求められている事から、ダンスの技術習得や向上といった切磋琢磨の中で生まれる人間関係より、クラブ活動の様なよりラフな形で人間関係がコミュニケーションを生み出している可能性をうかがわせる。

しかし、他のレクリエーション財の分類と比較

すると「スポーツ・ゲーム」の楽しさのポイントをc、d、e、としており、スポーツの持つ自己表現の特性を認めている。このように見ていくとその分類に曖昧さが残る。今後、個々のレクリエーション財を研究してより良い分類方法を再検討していく事が必要ではなかろうか。

これらの分類から、福祉レクリエーション活動でのダンスの位置付けは以下の特徴が見られる。

- ①「ダンス」は文化、芸術的活動というより身体的な活動としての認識がされている。
- ②「ダンス」はリズムに乗る、体を動かすという要素が認められているが、感じる、表現するといった「感情の表出運動」としての認識が低い。

4. おわりに

福祉レクリエーション活動についてその定義と分類、特にダンス活動について着目してその意義と特性について検討した。

それぞれのレクリエーション財には特性とその発展が考えられるが、ダンスには本来の持つ要素からすると、まだレクリエーション財としての素材が十分に発揮されていない点も見られた。更に課題を掘り起こし、実践が広がる事でより福祉レクリエーションでのダンス活動の可能性が広がるであろう。

参考文献・資料

- 1) 垣内芳子，大場敏治，川廷宗之，藺田碩哉編：介護福祉士選書6 レクリエーション援助法，建帛社：1998
- 2) 財団法人日本レクリエーション協会監修，藺田碩哉・千葉和夫・小池和幸・浮田千枝子編：福祉レクリエーションシリーズⅢ 福祉レクリエーション援助の実際，中央法規出版：2000
- 3) 財団法人日本レクリエーション協会編：レクリエーション支援の基礎－楽しさ・心地よさを活かす理論と技術－，(財)日本レクリエーション協会：2009
- 4) 高橋重宏，網野武博，柏女靈峰編：ハイライト子ども家庭白書，川島書店：1996
- 5) 千葉和夫編：最新介護福祉全書7巻 レクリエーション援助，メヂカルフレンド社：2000
- 6) 舞踊教育研究会編：舞踊学講義，大修館書店：1994
- 7) 三浦美沙子，田中博明：大学生のダンスに対する意識調査，東洋大学紀要 教養課程篇(保健体育) 第8号：pp41-51, 1998
- 8) 吉田圭一，茅野宏明編：セミナー介護福祉⑥ レクリエーション指導法〔第2版〕，ミネルヴァ書房，1999

外国人介護職員との協働について

～ 日本人介護職員への調査結果からの考察 ～

前川 有希子

A Study on Cooperative Labor with Foreign Nursing Staff:
The Results of a Survey of Japanese Nursing Staff

Yukiko MAEKAWA

要 旨

多文化共生社会の実現を目指す静岡県において、外国人介護職員の現状に興味をもった。県内4ヶ所の特別養護老人ホームに勤務する介護職員141人から協力を得て、外国人介護職員や日本文化についての調査結果をまとめた。外国人と一緒に働くことには肯定的であるが、日本語能力や年中行事・文化理解を求めている。しかし、日本人介護職員は自ら学習することや、自身の生活に年中行事や行事食が取り込まれず日本文化との接触が希薄である。外国人介護職員と協働する為には、日本人サイドの意識改革も必要と考える。

キーワード：外国人介護職員、多文化共生、日本語、年中行事

1. はじめに

1980年代よりバブル経済の成長とともに労働力が必要となり、来日する外国人労働者が急増した。1989年の入国管理法の改正により日本で労働する目的でアジア諸国の外国人だけでなく、ブラジル・ペルー・中南米諸国から日系人とその配偶者・子供の入国が増加した。彼らは、当初出稼ぎとして入国したが、世界経済の変化に伴い日本に滞在する外国人が増えている。『わが国には相当数の外国人が暮らし、日本人が意識する・しないに関わらず、外国人労働がわが国の産業構造に組み込まれ、主に製造業や、日本人があまりやりたがらないような仕事などで、なくてはならない存在となっている。』¹といわれるように、農業や漁業や重労働の現場では外国人労働者が必要不可欠となっている。

静岡県は外国人登録者数が全国8位であり、人口の約40人に1人が外国人である²。静岡県西部の浜松市では人口の3.5%、菊川市は7.3%、湖西市は5.9%が外国人である。³静岡県では、多文化共生社会の実現にむけて、外国人と日本人が

相互の理解・協調のもと安心して快適に暮らす地域社会の実現を示している。平成10年には、浜松市で外国人集住都市会議が開催された。『国籍や民族の違いで人を差別することのない、すべての人が安心して暮らせる地域づくり』を求める「はままつ宣言」が出された。平成20年度からは、就労の場が無く生活に困窮した外国人に対し、浜松市・御殿場市等では日本語教育を施し介護施設への就労支援事業を展開した。平成20年12月には静岡県多文化共生基本条例を制定している。

2. 外国人介護職員をめぐる問題

平成20年8月より経済連携協定によるインドネシアからの看護師・介護福祉士候補生の受け入れが開始され、平成21年2月より就労を開始した。それ以前にも、日系人や在日外国人等が、介護施設に勤務している状況を見る。東京都の場合、高齢者介護施設の3割で外国人介護職員が就労しているという調査結果がある。静岡県長寿政

策室が平成22年3月に「外国人介護職員受入れマニュアル」を作成し、県内の特別養護老人ホームに配布している。しかし、外国人介護職員の受け入れ態勢や介護現場での教育方法は確立されておらず、各々の現場で試行錯誤しているであろうと推測する。そこで静岡県における外国人介護職員の状況に関心を持ち、施設管理者・介護職員の視点、要介護者の視点、外国人職員の視点の違いから、外国人職員と日本人介護職員との協働のあり方について興味をもち調査研究を始めた。

介護施設に就労する外国人職員についての先行研究⁵⁶⁷⁸では、外国人介護職員の日本語能力コミュニケーション、記録の読解・記述力の不足、文化の違いからくる価値観の違いについて課題をあげている。しかし、高齢者との摩擦はなく、むしろ病院や施設、職場環境を活性化し貢献している。職員に刺激を与え、良い影響をあたえとも報告されている。平成20年度に入国したインドネシア人候補生の受け入れ施設53の施設長・理事長、研修責任者、施設職員、本人等を対象にした「インドネシア人介護福祉士候補生受け入れ実態調査⁹」では、候補者の引き継ぎ・申し送りの実施状況について50～65%が『日本人職員が平易な言葉でゆっくり話をすれば、何とか実施できる』としている。申し送りや引き継ぎは、介護現場において重要な役割を持つことは介護職員は十分に理解されている。『わからなくとも「はい」と答えてしまう。』という外国人職員本人の回答をどう受け止めるか。日本人職員が日本人サイドから外国人介護職員と寄り添い関わりあう姿勢や、異文化への関心や興味の有無によって外国人への対応に違いや戸惑いが生じ、外国人との協働の困難さを感じることができると推測する。

3. 日本文化・年中行事への理解

三原等の調査結果によると、インドネシア人介護福祉士候補生の日本での心配、不安、戸惑いは『93%が言葉の違い。78%が文化・宗教の違い。75%が食べ物やライフスタイルの違い』と回答している。外国人受け入れを積極的に考える施設の職員は、『職員同士で宗教・文化・習慣の違いが問題になるか。(中略)受け入れ積極施設の方は何とか感じる感覚で、その職員の多くは文化・宗教・習慣の壁を乗り越えて協働できると考えている』。という。外国人職員を日本文化に同一化する以前に、受け入れ側である日本人介護職員が、日本文化を理解し外国人職員への受け止め方を知ることが必要と感じる。高齢者が伝統として維持・継承してきた地域独自の文化を、次世代に継承できない問題は全国的なものである。我々日本人が日本文化を正しく理解し、生活として実施できていないならば、外国人が日本文化に慣れない、理解できない、地域になじめないことを声高に訴えることに疑問を感じる。

農耕民族であった日本人は、1年間の生活を自然と共存・季節の移ろいを年間スケジュールとしてメリハリを利かせていた。農耕の苦楽や子供の誕生・成長の祝い、住民の健康・平和などの願いを家族や地域住民と年中行事として共に時間を過ごした。『年中行事の「食」の側面には、健康と長寿に対する人の強い願いが表れている。自然からの食料を、季節の節々で感謝することが年中行事の柱になっている。』¹⁰ 家族意識が弱まり「感謝」「祈る」行為が少なくなった。『自然のリズム、自然の恵みをいただく「自然に即した暮らし」が希薄になるにつれ、子供の遊びからも親子の暮らしの中からも、自然を活かした、自然とともにある時間空間が失われていく。』¹¹ 日本では文化の変化が著しい。諸外国の生活様式を取り込み、食事形態が欧米化し、日本独自の文化が薄弱化していると言われているが、高齢者が生活する介護施設では利用者の生活に潤いを与え、季節感を持たせるために年中行事に取り組んでいる。しかし振り返ってみれば、古くは中国や朝鮮半島からの宗教的文化や、明治時代は西洋からの近代的技術を積極的に取り組み、我々日本人は日本文化と外国文化を融合させてきた¹²。

外国人介護職員の多くは、東南アジアの国や南米出身者が多い。彼らは、地理的に亜熱帯気候の国でありとして四季を感じるができない。日本文化との接点は来日後からであり、相当な戸惑いや不安を感じると推測する。しかし、外国人が日本文化や日本語を理解できない事を問題視すること以前に、日本人介護職員が日本文化を理解し受容しているか疑問をもつ。

外国人介護職員の多くは、東南アジアの国や南米出身者が多い。彼らは、地理的に亜熱帯気候の国でありとして四季を感じるができない。日本文化との接点は来日後からであり、相当な戸惑いや不安を感じると推測する。しかし、外国人が日本文化や日本語を理解できない事を問題視すること以前に、日本人介護職員が日本文化を理解し受容しているか疑問をもつ。

4. 調査方法

1) 調査目的

本稿では、外国人介護職員と情報を共有し協働する日本人介護職員に対し、次の2点を明確にすることを目的にアンケート調査を実施した。

- ①日本人と外国人とが協働するために、介護職員としての意識やどのような問題点があるか
- ②日本人介護職員は、日本文化を外国人に受け入れて欲しいと思っているか。また、自己の生活に日本文化としての年中行事や行事食をどれほど生活に取り組んでいるか

この結果を考察し、日本人介護職員にとって多文化共生社会への取り組みに必要な要因を探究したいと考えた。

2) 調査対象

静岡県内4つの特別養護老人ホーム（以下特養とする）の介護職員を対象にアンケート調査依頼を施設長に行った。理解の得られた4施設の介護職員を対象に質問紙を配布し、回答は郵送を依頼した。調査承諾を得た特養は、①静岡県内中部、東部、西部より各1施設、②高齢化率の高いエリアの4特養である。調査対象者は、常勤・非常勤問わず介護職員として就労している職員とした。

3) 調査期間

平成22年2月～3月に協力と理解を得た。郵送による回答の回収期限を同年4月末日とした。

4) 調査項目介護職員の属性

介護職員として必要な資質・技術、家庭における年中行事・行事食の実施、外国人職員とのコミュニケーションについて等を質問した。

5. 調査結果

1) 回答者の属性

承諾を得た特養に総数185人分依頼をした。回答数は141（男性29、女性112 N=141である）、回答率は76.2%であった。年代は図1に示したとおりである。40代が44人31%と最も多く、10

代の職員はいなかった。図2は介護職員としての経験年数を示した。5年以上10年未満が40人28%と最も多く、1年未満は6人4%であった。

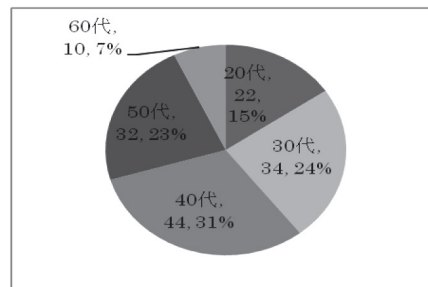


図1 回答者の年代

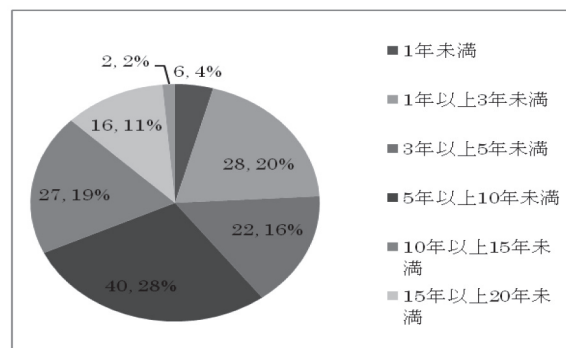


図2 回答者の介護職員経験年数

2) 介護職員として必要な資質、知識・技術について

図3に介護職員として必要な資質、図4に介護職員として必要な知識・技術を示した。「変化に気がつくこと」と121人中110人が回答している。笑顔・容姿が必要とした人は31人であった。介護職員に必要とされる技術は、個別ケアの原点である個々の 況把握能力（126人）・変化に対応できる応用力（113人）・身体介護技術（110人）である。円滑なコミュニケーションは87人が必要と回答している。文化・教養的な知識の有無については、高齢者が生きてきた時代背景がわかる（17人）や余暇的活動に関する知識（19人）と少数回答である。その他には、高齢者の生活に興味を持つという記載があった。

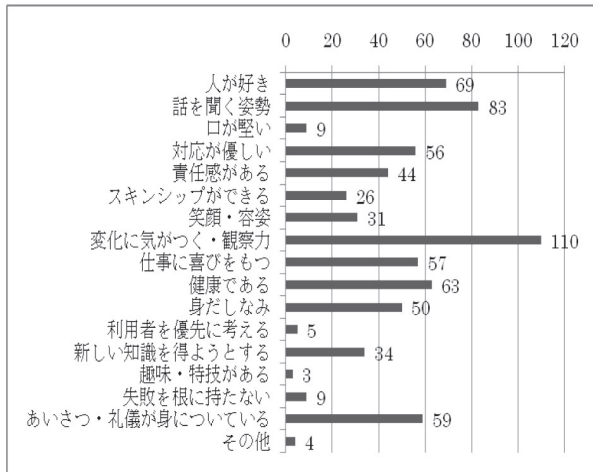


図3 介護職員として必要な資質

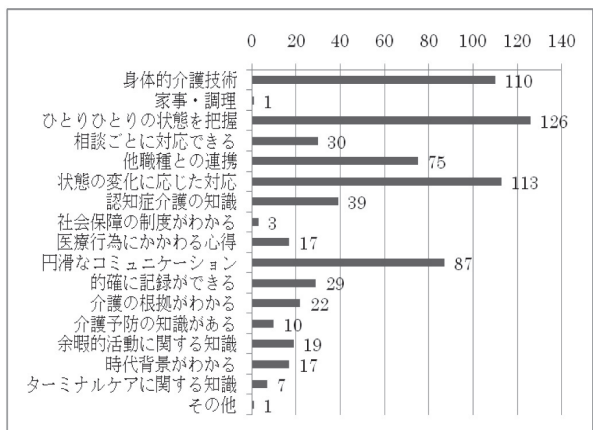


図4 介護職員として必要な知識・技術

3) 外国人介護職員と一緒に働くことをどう思うか。(図5)

「歓迎する・一緒に働いてもよい」と肯定的な意見をもっている介護職員は82人(57%)である。「一緒に働きたくない・抵抗を感じる」と否定的な意見をもつ介護職員が26人(20%)である。

4) 外国人介護職員に対してあなたが感じていること(図6)

日本人は外国人介護職員に対して「日本語ができないと困る」105人、「人柄がよく笑顔で接することができるならよい」73人と意見が多かった。次点には、「生活習慣や文化の違いがあるので戸惑う」が64人と「介護の仕事をしたと思うならば構わない」48人である。また、「外見が日本人と異なるので戸惑う」と感じている人は5人である。

5) 介護現場で働く外国人には、どのような日本語能力が必要と思うか(図7)

外国人職員には、「日常会話ができる」71人、「漢字の読み書きができる」65人の意見があった。その他には、「カタカナで記録が書ける、記録が読める」という意見があった。

6) 介護現場で働く外国人は四季を楽しむ(海水浴やお花見、お月見等)ようになるべきか(図8)

日本は四季折々に季節行事があり、1年を通して自然の恵みを感謝し、人々の平和や健康を祈願している。季節行事は生活の節目となり、高齢者の生きてきた時代を理解することができる。四季のない気候・風土の国出身の職員は、日本文化としてその季節ならではの楽しみを感じて欲しいかと聞いた。「思う」が65人(46%)、「思わない」が38人(27%)、「わからない」が39人(27%)である。

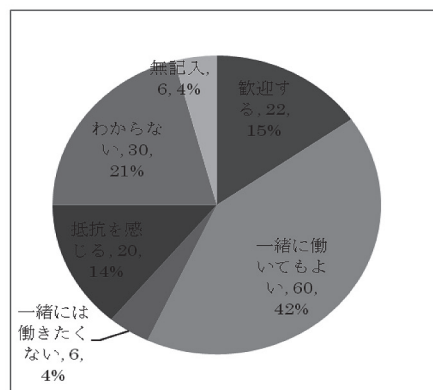


図5 外国人と一緒に働くことについて

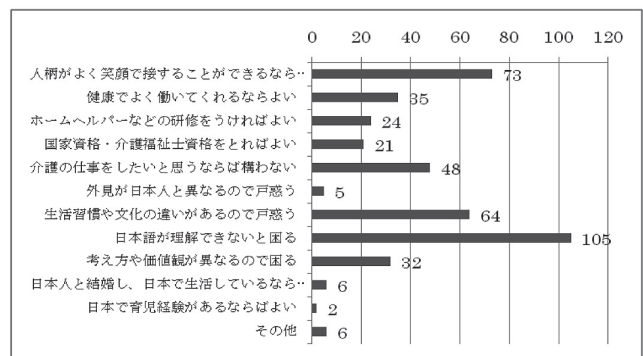


図6 外国人介護職員に対して感じていること

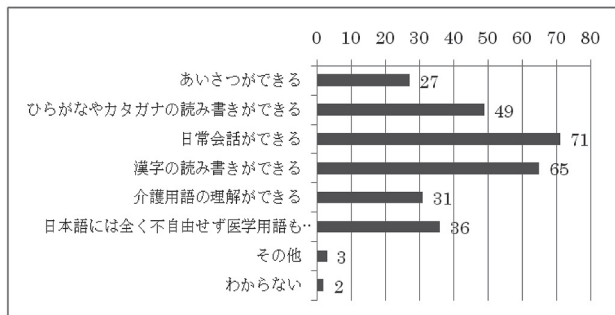


図7 外国人職員に求める日本語能力

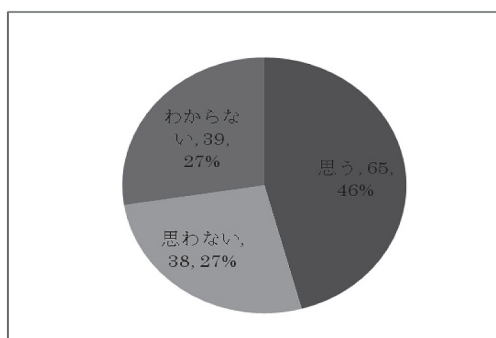


図8 四季を楽しむべきか

7) 介護現場の外国人とコミュニケーションを図るよう、日本人は外国語を学習すべきか (図9)

日本人が外国語を学ぶべきと思うとの回答が63人(44%)よりあった。「思わない」が37人(26%)であった。外国語もその施設に働く外国人介護職員の母国語は様々である。介護現場で働く外国人は、決して母国語で高齢者と接しようとは考えていない。日本語を学習し、高齢者や職員とのコミュニケーション能力を高めようとしている。しかし、日本人介護職員は、自らが外国人職員の文化や言語を理解し学習しようとする者は少数であると推測した。

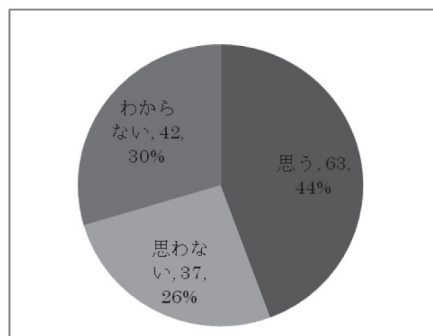


図9 日本人は外国語を学習すべきか

8) 介護現場で働く外国人とのコミュニケーションを図るよう、日本人はいっしょに食事をしたり、でかけたりすべきか (図10)

日本人介護職員の69人(48%)が時間外・オフタイムでの付き合いをした方がいいと思っている。思わないが28人(20%)である。

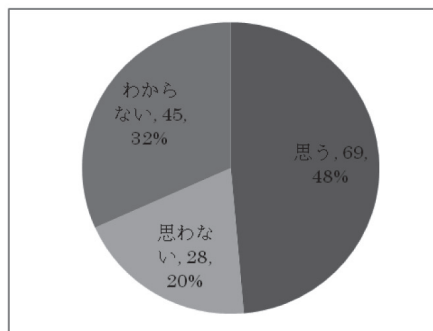


図10 業務外の食事や外出について

9) 利用者や家族が外国人からの介護サービスを受け入れるか。(図11)

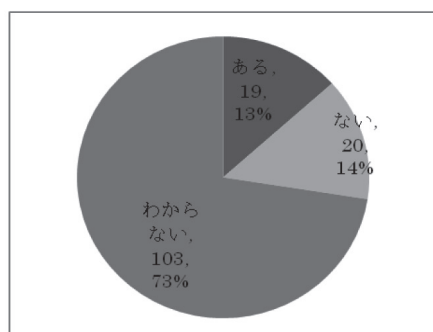


図11 利用者・家族の理解について

回答は「わからない」が103人(73%)である。特記事項を見てみると、「人それぞれの価値観がある等」が最も多く、「実際に外国人からの介護を受けたことがないので、想像できない」というものもあった。「理解がある」と回答した職員19人(13%)の特記事項には、「介護の質が良ければ受け入れられる。心は伝わる。日本人と一緒に働いているから大丈夫。気持ちがあれば人種は関係ない」等の意見があった。また、「理解されない」と回答した20人(14%)の特記事項は、「生活習慣の違いがある。言葉が通じない。日頃外国人と接したことがない高齢者は受け入れがたい。戦争体験がある高齢者はうけいれないと思う。」等の記述があった。

10) 家庭で行われた年中行事・行事食について
(図12・13)

外国人職員には、日本の年中行事や風習についての理解が乏しいとされている。では、日本人介護職員が、生活の一部として年中行事や季節の食事を家庭に取り込んでいるかを質問した。その結果を、図12・13にまとめた。総数141であるが、年末年始に行われる行事「初詣(86人)、年賀状書き(104人)、大掃除(105人)」には回答数が多かった。また、人間関係を構築する「バレンタインデー(87人)・母の日(70人)・父の日(71人)・中元歳暮(51人)」にも回答数が多かった。「どんど焼き(11人)・花祭り(11人)」であった。

行事食については、年末年始に関する食事「おせち料理(103人)・雑煮(118人)・年越しそば(119人)」に回答数が多かった。小正月に食する「小豆粥(15人)」や花祭りに飲む「甘茶(4人)」と少数であった。

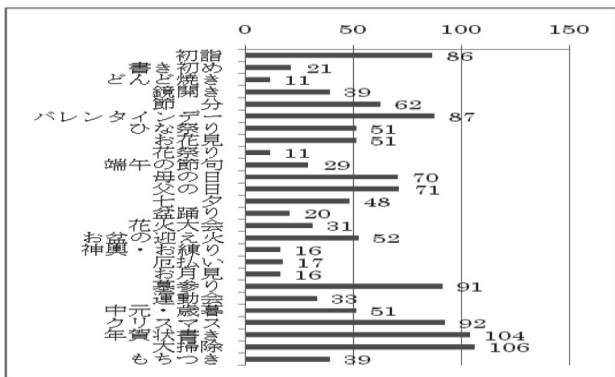


図12 この1年間に家庭で行った行事

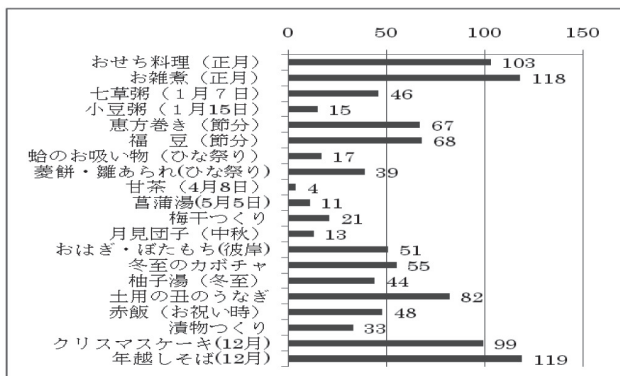


図13 この1年間に食べたり行った行事・季節食

6. 考 察

先行研究より、外国人介護職員の日本語能力や日本文化や習慣理解について日本人、インドネシア人介護福祉士候補生とも不安を抱えていることが把握できた。本調査では、日本人が外国人と寄り添い理解しあうための行動を実行できるか。日本人介護職員の外国語の学習、業務外にコミュニケーションを図る等を質問した。あくまでも静岡県内のわずか4施設141人の結果であるが、日本人は、介護現場に就労する外国人を自分たちと同じような色に染め、同一化しようとしていると感じ取れる。外国人介護職員の一番近くにおいて互いに触れ合う時間の多い日本人介護職員からは、日本語能力について向上するための配慮や、自らが外国語の習得に対して努力する姿勢を身受けることができない。仕事を離れてコミュニケーションをとることについても「思う」の回答が48%であった。外国語を学んだほうが良いと思うとの回答も44%であった。これらの結果より、日本人介護職員から外国人に歩み寄りができにくい、外国人が日本語や日本文化を受容していくことを期待する受動的な態度であると推測する。太平洋戦時下において朝鮮や中国の人々に日本語や氏を強要した過去と同じ道を進まないよう、介護現場では民族の違いを認め合う多文化共生の理念を取り込みながら、介護職員としての資質の向上が求められる。

日本の年中行事は「感謝」・「祈る」ことである。新しい年明けを太陽に感謝する「初日の出参り」、家族の健康や世界の平和を祈る「初詣」、子どもの成長を感謝して祈る「七五三」、子どもの誕生、豊漁や豊作を祈る祭りが日本各地で行われ、祭りであった食べ物が用意される。年に1度「祈る」気持ちで参加することで、祭りがコミュニケーションの場になっていた。調査結果から、年中行事や行事食が介護職員の家庭でも実施されにくくなったことがわかる。日本人の生活に年中行事や季節行事食が取りこめられにくくなっているならば、介護職に従事する若者には、外国人と一緒に日本文化を伝承する姿勢をもってはどうか。日本食や季節感ある旬の食事を理解し、梅干しや漬物など保存できる食材、おはぎ・ぼたもちなどその季節に味わって欲しい食べ物などその地域・

家庭独自の味を若年者に受け継いで欲しい。日本人介護職員は、外国人に学習を進める以上に、自分たちの言語や足元の文化や習慣を大切にするべきである。そして、外国人職員と一緒に日本の年中行事に参加し、その文化の意味することや、季節の移り変わりを楽しんで欲しい。

EPAのフィリピン人介護福祉士候補生を支援する在日フィリピン人介護士協会の大石ペニャフランシア氏は『やってくるのは単なる「労働力」ではなく、一人ひとりのフィリピン人という人間です。中略 人種や国境を越え、介護が必要な日本の高齢者のために、よりよいケアを提供していきたいと思います。』¹³と語っている。確かに、少子高齢社会にいる日本では、労働人口が減少している。しかし、介護という職業の魅力ややりがいを理解し、若者に周知できる介護現場にない現状がある。福祉にかかわる資格を取得して、資格を活かす現場に就職したいと思う大学生や専門学校生が6割に留まるという調査結果¹⁴が明白である。若者に勤労意欲を削ぐような介護現場では、いつまでも人材不足は解消できないであろう。そして、静岡県が推進する多文化共生社会も、現在の介護現場において実現は困難であろうと推測する。介護職員の意識改革が必要であろう。「労働力が不足したならば門戸を広げ、不景気になったら解雇するという企業体質と同じような自国民中心の移民政策では、未来を切り開く多文化共生社会は築けない。」¹⁵

7. まとめ

介護現場における多文化共生社会の実現に向けて、外国人介護職員と日本人職員との協働を円滑にする方法の1つとして日本人の日本語能力を向上させることが重要と考える。日本語能力が未熟な外国人介護職員だけでなく誰でもが聞き取りやすく、理解しやすい共通日本語を使うことが望ましいと考える。介護職員のコミュニケーションスキルとして、わかりやすい日本語を話せる能力を身につけることができるならば、外国人介護職員だけでなく高齢者・家族・職員間が円滑になるであろう。日本語を改めて学習するべきと新

たなる目標を見つけることができた。

本調査を行うにあたり、多くの施設長はじめ介護職員の皆様のご協力がありましたことを深く感謝いたします。

引用・参考文献

- 1 貞清栄子「調査報告 増加する外国人労働者の現状」中央三井トラスト・ホールディングス調査レポート2009春No65, pp15-22
- 2 法務省, 平成22年版在留外国人統計, 平成22年4月
- 3 法務省, 平成22年版在留外国人統計, 平成22年4月
- 4 東京都社会福祉協議会「外国人介護者の受け入れに関する検討委員会」の中間まとめ, 平成21年10月
- 5 三原一郎・中園直樹他「インドネシア人看護師・介護士の日本への受け入れに関する諸問題-受け入れ日本の施設と入国したインドネシア人へのアンケート調査を踏まえて- 国際協力論集, Vol17, No1, 2009年7月, pp131-144
- 6 安留孝子「外国人介護労働者の受け入れをめぐる問題」流通経済大学社会学部論叢 第17巻第2号, 2006年3月, pp89-98
- 7 塚田典子「フィリピン・インドネシアからの介護福祉士候補生受け入れに対する介護現場の意識と対応策について~全国実態調査結果ダイジェスト版~」, 日本大学大学院, 2009年2月
- 8 小川玲子他「来日第1陣のインドネシア人看護師・介護福祉士候補生を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査(第1報)-受け入れの現状と課題を中心に-」, 九州大学アジア総合政策センター紀要第5号 pp85-98
- 9 厚生労働省: インドネシア人介護福祉士候補生受入実態調査の結果について, 平成22年3月
- 10 佐々木輝雄「年中行事における食の意義とその経済効果」日獣畜大研報, 54, 8-19, 2005
- 11 須賀由紀子「生活文化と自然教育-日本生活行事の視点から-」実践女子大 生活科学部紀要第45号, 53~65, 2008
- 12 ツルネン マルティ「日本一わかりやすい『日本』」明日香出版社 2004年8月
- 13 稲葉敬子「どこへ行く!? 介護難民-フィリピン人介護士にケアを受けるということ-」ペリカン社, 2008年9月
- 14 静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター「平成20年度静岡県社会福祉系大学・短大・専門学校生に対する就労に関する意識調査報告書」, 平成21年3月
- 15 川村千鶴子「移民政策へのアプローチ なぜライフサイクルなのか」川村千鶴子、近藤敦他編著『移民政策へのアプローチ-ライフサイクルと多文化共生』2010年3月

オープンソースが障害支援技術に果たす 役割と展望

～ 長春大学特殊教育学院、長春大学科学研究所との研究協力に関する中間報告 ～

太田 晴康

The Role of Open Source in Assisting Technology for the Disabled and its Future Outlook:
An Intermediate Report on the Joint Research with the Special Education College of Changchun
University and the Scientific Research Department of Changchun University

Haruyasu Ota

要 旨

オープンソース (open source) はアプリケーションソフトウェア (以下、ソフトウェア) の設計図ともいえるソースコード (source code) を独占せず公開するという考え方を意味する。公開という手段にとどまらず、そのソフトウェアを再配布してもよいし、第三者による変更を認めるという点で従来の商用ソフトウェアはもちろん、無償で入手可能ないわゆるフリーソフトウェアとも一線を画す。筆者は2010年9月2～4日の3日間、長春大学特殊教育学院 (Special Education College of Changchun University) と長春大学科学研究所 (Scientific Research Department of Changchun University) を訪問した。目的は科研費研究「日中韓の高等教育機関における障害学生『情報コミュニケーション』支援システムの構築」の一環として、オープンソースに基づく研究協力に関する協議及び情報交換にある。本稿では、長春大学特殊教育学院の障害学生支援の現状について報告するとともに、障害支援におけるオープンソースの意義について若干の考察を加える。

Abstract: Source code is the blueprint of a software application. "Open source" is the concept of making source code public, or "open," rather than exclusive, or "closed." But open source is not just a means of publication: open-source software can also be redistributed, and third parties are allowed to modify it. These points distinguish open-source software from conventional commercial software, as well as from "free software," which can be obtained free of charge. The author visited the Special Education College of Changchun University and Scientific Research Department of Changchun University for three days, from September 2nd to 4th, 2010. The purpose of this visit was to exchange information on research collaboration based on open source, as part of the publicly funded research project "Building a System to Assist Information and Communications for Disabled Students at Educational Institutions in Japan, China, and Korea." This paper reports on the current state of support for disabled students at the Special Education College of Changchun University, and offers a few observations on the significance of open source for disability support.

Key Word : 障害学生 中国 ノートテイク オープンソース 要約筆記

1. 中華人民共和国における障害者と 長春大学特殊教育学院の位置づけ

2006年に実施された全国調査によれば、中華人民共和国における障害者数は8296万人、人口比にして6.38%である¹。障害の定義、認定等は国により異なるため、単純な国際比較はできないが、参考までに我が国の障害者数は744万人、



写真1：長春大学

人口比は5.83%である²。中華人民共和国の障害者の内訳は肢体不自由が2412万人ともっとも多く、聴覚障害2004万人、重複障害1352万人、視覚障害1233万人と続く。また、藤村(2008)によれば、同国における15歳から59歳の障害者のうち、約75%は農村部に住み、60歳以上の障害者が全体の52.8%を占める。農村部における障害者の就業率は57%に達しているほか、都市部では35%が就業する。その背景には就業せざるをえない経済的社会的状況がある³。

	一般の高等学院・大学に 入学した障害学生数(人)	高等特殊教育学院に入 学した障害学生数(人)
2005年	4335	904
2006年	4148	986
2007年	5234	1086
2008年	6273	1032
2009年	6586	1196

表1：高等教育機関に入学した障害学生の年次推移

一方、障害のある学生を対象とする高等教育機関が誕生したのは1987年のことである。同年、中華人民共和国の東北、吉林省長春市に位置する長春大学(写真1)の一学部として特殊教育学院(Special Education College of Changchung University)が設立された。中国障害者連合会の統計によれば、2010年9月現在、障害者を募集する大学レベルの高等特殊教育学院は、長春大学特殊教育学院を含めて計14校が存在し、毎年計約1000名の障害学生を募集しているほか、現在、約2600名の障害学生が障害に配慮した教育環境のなかで学んでいる。なお、総合大学の中

学科	修学年限	対象	定員(人)
特殊教育	4年	健常	20(理系)
特殊教育	4年	健常	30(文系)
芸術デザイン	4年	聴覚障害	70
絵画(油絵)	4年	聴覚障害	16
絵画(中国画)	4年	聴覚障害	16
アニメーション	4年	聴覚障害	30
鍼灸マッサージ学	5年	視覚障害	60
音楽パフォーマンス	4年	視覚障害	6
			計248

表2：長春大学特殊教育学院の入学定員(2010年)

に障害学生を対象とする学部を設置する高等教育機関は、長春大学特殊教育学院のほか、天津理工大学聾者工学院、北京連合大学特殊教育学院、重慶師範大学特殊教育学院などがよく知られる。一般の高等学院・大学に入学した障害者と、高等特殊教育学院に入学した障害者の年次推移(表1)はいずれも増加傾向にある(中国障害者事業発展統計公報2010)。

全国の特教育機関の草分け的存在である長春大学特殊教育学院は、吉林省と中国障害者連合会の協力により設立された。市区人口358万人、都市圏人口750万人の長春市は、27校の高等教育機関、中国科学院長春分院を含む100余の重点科学研究機構が集まる研究学園都市である。また、17学部(学院)46専攻コースが設置され、1万4717人が学ぶ長春大学は、同市を代表する総合大学の一つとして知られる。長春特殊教育学院の開設に尽力したのは、全盲の著名な二胡奏者・甘柏林である。甘の理念に賛同し、全面的に協力した人物は文化大革命時に脊髄損傷を負い、下半身麻痺を余儀なくされた中国障害者連合会名誉代表の鄧樸方⁴(政治家・鄧小平の実子)であった。両者のチームワークが中国で最初の障害者のための高等教育機関を誕生させた。同学院は聴覚障害学生と視覚障害学生を積極的に受け入れる高等教育機関として23年間にわたり、専門知識と専門技術を有する若者たちを社会に送り出してきた。なお現在の長春大学特殊教育学院は7学科を設置する。入学定員は248名(表2)であり、障害のない学生も特殊教育の分野で学んでいる。

現在の在籍学生数は健常学生148名、聴覚障害学生457名、視覚障害学生300名であり、聴覚障害学生のうち200名がろう(deaf)、視覚障害学生の120名が全盲(blind)である。定員充足に

	配付資料、教科書の点訳、拡大コピー、電子データ提供等	テープ録音の許可	会話時の配慮（顔を向けて話す、発話者の名を告げる等）	学生ノートテイクによる支援	手話通訳者による支援	視線の移動に配慮した板書等	筆談を活用したコミュニケーションと文字情報の提示	教材の字幕や副音声等の付与	個別指導レポート執筆、補習、学習計画作成等	代筆者、音読者による支援	座席位置の工夫と確保	別試験会場の用意と試験時間の延長	パソコン、点字器、電卓等の機材持ち込み	支援ソフトウェア等の活用	学習室の用意	移動支援と整備スロープ、点字ブロック等
言語障害							○							○		
視覚障害(全盲、弱視等)	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
聴覚障害(ろう、難聴)			○	○	○		○		○		○			○		
盲ろう			○										○		○	
運動障害(肢体不自由)																○

表3：長春大学特殊教育学院における障害学生支援内容（2010年）

至っていないが、魯毅光院長によれば、試験で一定の基準に達しない学生には入学を認めていないほか、他大学と併願する学生がいることも影響しているという説明であった。卒業後の就職は視覚障害学生の一部を除き、決して容易ではない。鍼灸学科の卒業生は全員、同分野の専門職として活躍しているが、音楽パフォーマンス学科卒業生の就職率は55%と低迷している。聴覚障害についていえば、アニメーション学科卒業生は70%、絵画（油絵）学科卒業生は70%、絵画（中国画）卒業生は60%、芸術デザイン学科卒業生は60%にとどまる。長春大学全体の就職率が91.7%だけに、障害学生の就職率の低さが目立っている。

さらに、専門的能力を鍼灸、芸術分野で生かすのではなく一般企業に就職した障害者は、支援する環境が整っていないことから厳しい状況下におかれているという。そこで同学院では、困難な状況下においても自ら切り開く、解決する能力の涵養を重視しているとのことであった。実際、学生たちとの情報交換の場においても、一般の企業で働く上で障害者側に欠かせない工夫が話題となった。同学院のろう学生から日本の難聴学生に対し、卒業後、手話を知らない社員や従業員のなかでどのようなコミュニケーション手段を期待

あるいは工夫するののかという質問があった。それに対し、静岡福祉大学の難聴学生から、常に手話通訳の派遣を活用できるとは限らないため、就職先では同僚に筆談を依頼するなどの自助努力が欠かせないだろうといった発言があり、特殊教育学院の学生たちがうなずいていた様子が印象的であった。また、キャンパス内では弱視学生が全盲学生を手引きする光景も目にした。

障害学生に対する支援は、聴覚障害学生への講義のほとんどが教員自身の手話により実施されていることから分かるように十分に配慮されている。また、時には隣に座った友人がノートに筆記して支援することもある。視覚障害学生に対する学習支援機器としては、我が国と同様、IT技術を活用する。点訳ソフトウェアと画面読み上げソフトウェアをインストールしたコンピュータ、点字ディスプレイや点字タイプライター等、支援機器を整備した専用室（写真2）が学院内に設置され、授業のなかでは鍼灸治療



写真2：支援機器を設置した部屋

に必要な専門技術を習得するための人体模型(写真3)、マッサージにおける負荷を測定する機器等を取り入れている。また、同学院書記であり吉林省障害者連合会副主席でもある王愛国氏によれば、障害の種別ごとに配慮した支援環境を整えているとのことである(表3)。

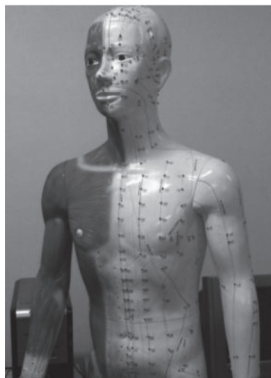


写真3: 人体模型

長春大学には長春大学科学研究所(Scientific Research Department of Changchun University)が併設されている。同研究所では行政との連携による研究開発のほか、視覚・聴覚・肢体不自由の障害者を対象とする機器の開発、障害者のリハビリテーションに関わる研究を行っている。今回の訪問では、IT技術を活用した障害学生支援という研究テーマから長春大学特殊教育学院と同研究所、そして本学という三者の連携が実現した。また、3日間の滞在を通じ、科研費研究「日中韓の高等教育機関における障害学生『情報コミュニケーション』支援システムの構築」(基盤研究(B)18653054)に対する協力関係についても合意に至った。具体的には、障害学生支援の仕組みを支えるアプリケーションソフトウェア「まあちゃん」(Machan)をもとに、新たな支援ソフトウェアを開発し、両教育機関に在籍する障害学生の支援に役立たせるという方向性を確認した。なお筆者が提案した具体的な協力内容は次の通りである。

- (1) 関係者(研究代表者及び研究協力者、長春大学特殊教育学院、長春大学科学研究所所属の教職員で本研究に関係する者)は、研究目的の達成のためにアプリケーションソフトウェア「まあちゃん」(Machan)のオープンソース化された「設計図」をもとに、中国及び日本の障害学生支援のためにバージョンアップしたアプリケーションソフトウェアを開発する。
- (2) バージョンアップしたアプリケーションソフトウェアの名称は、「まあちゃん V3.n」(Machan Version3.n)とし、関係者の連携により作成したサイトにその「設計図」をア

ップロードする。

- (3) アップロードしたアプリケーションソフトウェア「まあちゃん V3.n」(Machan Version3.n)に関し障害支援という活用目的に沿った第三者による開発と配付を許可する。
- (4) 「まあちゃん V3.n」(Machan Version3.n)版の著作権に関し、これを独占的なプログラムとせず、GNU GPL(General Public License=一般公衆利用許諾契約書)に従う。
- (5) 本研究の一環として、アプリケーションソフトウェア及び障害支援に関する情報交換を目的とし、研究代表者は長春大学特殊教育学院及び長春大学科学研究所の関係者5名を静岡福祉大学に招聘する。

上記の内容に沿って関係者が連携し、今年度中に計画を具体化する予定である。

2. オープンソースが障害支援に果たす役割と期待

視覚障害を対象とする点訳ソフトウェア、画面拡大表示機能等をはじめとして、障害学生の情報バリアフリーにIT技術が果たす役割は小さくない。本研究では、障害学生を利用対象とするノートテイク支援用アプリケーションソフトウェア「まあちゃん」(Machan)を活用し、支援システムを構築することを柱の一つとし、ソフトウェアの設計図ともいえるソースコード(source code、以下「設計図」と表記)を公開し、第三者による再配布、改良等を認める考え方「オープンソース」(open source)⁵に基づく研究開発をめざす。

ところでノートテイクとは教員の発する情報を学生がノートに書き留める行為だが近年我が国では、高等教育機関に進学する障害学生を支援する方法として位置づけられている。その利用者は聴覚障害学生にとどまらない。弱視の学生や上肢障害の学生を対象に板書を筆写する、学習障害の学生に要点を書いて伝えるといった役割も果たしている⁶。公的なサービスである要約筆記派遣制度を活用した支援も行われている。本論では

障害支援の方法としてのノートテイクを次のように定義する。

ノートテイク (notetaking) とは、教育機関において、教育の目標に到達する機会をすべての生徒および学生に対し保障する合理的な配慮 (reasonable accommodation) の一つであり、障害のあるなしにかかわらず、すべての生徒および学生の学習ニーズを公平に充足する方法の一つであり、聴覚に障害のある生徒および学生を主な対象とし、授業の場で発信された音声情報を文字情報等に変換してサービスの利用者に伝達するところの、教育機関における情報アクセス権を保障する個別の対人サービスの一つである。

また「身体的、精神的かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能にすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくこと」を目指す(国連1982)⁷という点で、教育分野におけるリハビリテーションとしての機能も果たす。「まあちゃん」(Machan)はノートテイカー(ノートテイクの担い手、入力者)と、情報の利用者である障害学生の双方のパソコンにインストールして使用する。ノートテイカーは教員の声をキーボード等を通じて入力し、LAN接続した障害学生のノートパソコンに文字情報の形で伝える。また、同ソフトウェアは点字ディスプレイへの送出機能や、画面読み上げソフトウェアと組み合わせて文字情報を音声化し、視覚障害学生等に適切な情報を伝達する等の機能を有する⁸。こうしたIT技術を活用した活動ではすでに多くのフリーソフト(free software)が開発され、活用されているが「設計図」は公開されていない場合が多い。他のソフトウェアと組み合わせる、あるいは使い勝手を良くするために改変するといった行為は認められず、コードはブラックボックス化されている。そうしたなかで、障害支援を目的とするソフトウェアに、オープンソースの枠組みが有効と考える理由は次の5点にある。

まず、障害状況は十人十色といわれるだけに、支援においては個別の配慮が欠かせない。一方、

サービスとは原理的に、統計的に抽出したニーズの最大公約数に対し、ある程度は限定的かつ固定的な仕組みとならざるをえない。IT技術を活用したサービスは開発に時間と労力を要するだけに、利用者一人ひとりの要望に応えるソフトウェアの改良は容易ではない。そこで利用者側の評価を迅速に反映し、サービスの改良に活かすフィードバック機能が欠かせないが、オープンソースによって、不特定多数の第三者が多く個別的なニーズを反映した改良を担う可能性が高まる。よく知られるスローガン「nothing about us, without us (私たち抜きで私たちのことを決めるな)」とは、障害者が政策決定のプロセスに加わるだけでなく、すべての障害者がそのニーズの適切な充足をめざす目的で、サービス供給のプロセスに参加する仕組みの保障を含むと考えたい。個別性重視の視点に基づく活動で使用するソフトウェアには、「設計図」を公開し、個々の要望に応じて使い勝手のよい形に第三者が改変することを認めるオープンソースの考え方がふさわしいといえるだろう。

2点目に、アプリケーションソフトウェアの中核部分をブラックボックス化した場合、たとえフリーソフトウェアであっても開発者(支援者)と利用者(障害者)との関係にパターナリズム⁹が入り込みやすい。ソフトウェアがブラックボックス化され、特定の人物のみに改良と配付の権利が付与されていると仮定しよう。その人物は「ソフトウェアの役割は障害支援という公益にある」と公言している。しかし現実に私的な都合によりソフトウェアの改良が停滞した場合、状況そのものがパターナリスティックな状況への転化を招きやすい。改変の可否を含む権限が開発者側にあるゆえに、結果として利用者に制限を加える片務的な関係が成立せざるをえない。そうした隘路的な状況を特定の個人が金銭的対価により解決したいと申し出ても、おそらく開発者は公益という名の下に拒否するであろう。脱パターナリズムの視点からもオープンソース化は有効である。

ところで、市販されているソフトウェアの多くは「設計図」を公開しないだけでなく、複製、配付を禁じている。なかにはインストール可能なパソコンを限定し、2台目にインストールする場合は1台目から完全に取り除くことを定め

ている製品もある。市販ソフトウェアが著作権(copyright)により保護されていることはいうまでもない。それに対し、オープンソースソフトウェアでは、「設計図」を入手した第三者がそれを改変して新たなソフトウェアを作ったり、独自のソフトウェアと組み合わせる道も用意されている。この場合、新たに誕生したソフトウェアの「設計図」を元の「設計図」同様、公開することを条件とするオープンソースソフトウェアと、公開しなくてもよいとするものの2通りに分類できる。前者の条件を「コピーレフト」(copyleft)と呼ぶ。後者の場合は、オープンソースをもとに、オープンではないブラックボックス化したクローズドなソフトウェアの制作を認めるということになる。要するに後者の場合、企業が自社製品にオープンソフトウェアを組み込み販売する道が開けるわけである。

3点目に、国境を越えたプラットフォーム(複数の上部構造を有する仕組みにおける共通基盤)化への期待である。障害状況の個別性のみならず情報コミュニケーション支援というきわめて特定の言語体系に依存した仕組みは、オープンソース化により柔軟な枠組みを用意することでさらに効力を発揮する。日本語体系に基づく文字情報の入力と送受信においては仮名漢字変換ソフトウェアが必須だが、英語体系では必ずしも要求されない。さらにはペルシャ語やウルドゥ語など右から左へ記述する言語への対応など、多様な支援環境への対応という点においてもプラットフォームの視点は欠かせない。

4点目に社会資源として支援技術を位置づけるといった発想の有効性である。障害の有無にかかわらず、誰もがいつでもどこでも社会参加を果たすための支援技術に関して、特定の開発者あるいは企業の裁量に任せることのメリットとデメリットを社会資源の視点から冷静に比較検討すべきであろう。オープンソースはソースの独占を禁ずるが、著作権を否定するわけではなく、また、フリーソフトや民間企業の役割を否定するものでもない。ブラックボックス化によりベンダーロックイン(引用者注:メーカーや販売代理店が所有する独自技術への依存)が生じ、公平性と公益性が損なわれる可能性に対して注意を喚起するのである。

5点目に、公益的な活動を担う組織にとり、オープンソースの分野における事業化が期待できる。NPOやNGOといった組織は必ずしも報酬や対価が禁じられているわけではない。オープンソースソフトウェアは、再配付にあたって手数料を徴収することはもちろん、販売することも認められている(後述)。そのソフトウェアの開発目的が障害支援にあるとき、メンテナンスをNPO法人が事業化し、収益を上げるという形態もありうる。オープンソースソフトウェアは「設計図」が開放されているだけではなく、動作保証がなく、その利用により発生した不都合について責任を負うことがない。それだけに、支援組織・支援コミュニティ等が、開発者と利用者間に介在することにより、さらに使い勝手のよいプログラムとして機能させる道が開ける。「設計図」が開放されていないフリーソフトウェアと比較し、多くの専門家の介在は、オープンソースソフトウェアの信頼性の向上にもつながる。開発者一人が改良・改善・メンテナンスを引き受ける必要はない。「目玉の数さえ十分あれば、どんなバグ(引用者注:プログラム上の欠陥)でも深刻ではない」(レイモンド Raymond2010)のである。

3. ライセンスが示す開かれた公益性と公平性

ディボナ(DiBona1999)によれば、「科学的探求は情報を秘密にしないオープンソースの考え方そのものである。」その理由は発見のプロセス、その再現性の確保のために基本情報は広く公開され共有されねばならないからである。問題はソフトウェアの「設計図」が公開された場合、企業が商用目的のために独占的に利用する、いわば囲い込みをはかろうとする点にあり、そこでストールマン(Stallman1999)は対抗措置としてユーザ第一主義を前提とする「GNUゼネラル・パブリック・ライセンス(GNU一般公有使用許諾書、略称GPL)」という考え方を提案した。ライセンスの冒頭では次のような権利関係が明示される。

私たちがフリーソフトウェアと言うとき、

それは利用の自由について言及しているの
 であって、価格は問題にしていません。私
 たちの一般公衆利用許諾契約書は、あなた
 がフリーソフトウェアの複製物を頒布する
 自由を保証するように設計されています（希
 望に応じてその種のサービスに手数料を課
 す自由も保証されます）。また、あなたがソ
 ースコードを受け取るか、あるいは望めば
 それを入手することが可能であるというこ
 と、あなたがソフトウェアを変更し、その
 一部を新たなフリーのプログラムで利用で
 きるということ、そして、以上で述べたよ
 うなことができるということがあなたに知
 らされるということも保証されます。¹⁰

ここで重要な点はソフトウェアメーカー側と
 ユーザ側の前提・立脚点の違いを明らかにして
 いる点である。ストールマン（Stallman1999）によ
 れば、メーカーは自分たちにソフトウェアを所有
 する当然の権利があり、その点で利用者を支配で
 きると考える。2つ目に、ソフトウェアを使う人
 がどんな社会に暮らすかを気にすることもない、
 単にソフトウェアを使って何ができるかを重視
 しても構わない立場にたつ。生活者としての視
 点は必ずしもメーカーには必要とされない。こ
 うしたメーカー側の論理は、少なくともユーザ
 がごく自然に所有する倫理観とは見方において
 異なる。ストールマンは説く。

問題の要点は、どちらが正しいかといった規
 範的な判断を下すことにあるのではない。客
 観的に見て時代の要請に基づく新しい発想を
 障害支援技術という文脈のなかに合理的に
 位置づけるアプローチが存在するという点
 である。ともすればその課題や要望が潜在
 化しやすい利用者にとって、支援技術にお
 けるオープンソースの立場は、前述した「*nothing about us, without us*（私
 たち抜きで私たちのことを決めるな）」に
 近い立場と思われる。商用ソフトウェアと
 は一線を画すフリーソフトウェアにしても、
 開発者が自らの時間を割き、趣味として
 制作し、無償で提供することに何の問題
 もない。しかし、IT技術を活用した障害
 支援という枠組みにおいて、設計図を公
 開し、支援のネットワークのなかで有機
 的に、いわばバザール（市場）¹¹の活
 気を支援に取り込む方法が

あり、かつ、きわめて有効ではないかとい
 うことである。また厳密に言えば、フリー
 ソフトウェアはただで手に入るプログラ
 ムではない。仮にそのフリーソフトウェア
 がウィンドウズ上で動くプログラムであ
 れば、ウィンドウズを購入する時点で
 対価を支払っているのである。要するに
 フリー（無料）ではない。あるいは将来、
 マイクロソフト社がバージョンアップし
 た際、アップ前のフリーソフトが動き
 続けるという保障はない。フリーソフト
 ウェアはベンダーロックインからはフ
 リー（自由）たりえない。一方、オープ
 ンソースソフトウェアは「設計図」を公
 開しているゆえに、第三者が介入する
 ことにより機種依存からの回避が期待
 できる。オープンソースとはいわば世界
 中の叡智に向けたメッセージともいえ
 る。

日本政府は2007年3月、各府省情報
 化統括責任者連絡会議において、「情報シ
 ステムに係る政府調達の基本指針」を
 決定した。そのなかで、事業者独自の
 技術使用に基づく情報システムの構築
 という従来の流れを転換し、「情報シ
 ステムにおける業務処理や技術使用の
 ブラックボックス化のリスクを極力排
 除し、いわゆるベンダーロックインを
 招くような調達を回避する」と記す。
 例えばOSにしてもマイクロソフト社
 の独占プログラムであるウィンドウズ
 を標準とするのではなく、国際規格・
 日本工業規格等のオープンな標準に
 基づく道を推奨するというのである。
 この決定を受け、経済産業省は2007
 年6月に、「情報システムに係る相互
 運用性フレームワーク」を発表した。
 その目的は、オープン化、すなわち
 調達及び保守・運用におけるベン
 ダー独自技術への依存を極力小さく
 し、調達及び保守・運用サービスに
 参入可能な業者数を増やすことが望
 ましいというものである。具体例とし
 て、日本語入力システムを採用する
 場合、変換機能及び変換操作に使用
 するキーのマッピング（割り当て）を
 カスタマイズ（変更）する機能を持
 つことを要件とした。こうした官の
 領域で求められる公平性の遵守は、
 その仕組みが社会的に影響力を及ぼ
 すゆえの前提条件であり、民の領域
 においても独自の仕組みが公的な
 役割を担う場合には考慮されるべき
 であろう。このことは物理的な環境
 整備の分野におけるバリアフリー、
 ユニバーサルデザインの発想にも共
 通する。教育分野においても例外では
 な

い。情報リテラシー教育において我々はしばしば、「今の時代、ワード、エクセルが使えるのは当たり前」と考えがちだが、これは単に同製品が広く使われているという事実の追認に過ぎず、同製品しか使うことができない環境を推奨し容認するわけではない。情報を使いこなす力、批判的に情報を評価し管理できる能力の涵養といった観点からいえば、むしろ「設計図」が開放されているソフトウェアを採用することのメリットは計り知れない。コンピュータ教育の観点からも、ソフトウェア・ハードウェアを扱う生徒・学生に、仕組みが「見える」環境を用意することは意味を持つ。特定のメーカー製品が高いシェアを占めているという現実には、「情報システムに係る政府調達の基本指針」で明らかなように、教育分野においてその製品を推奨する理由にはならない。

4. ロングテールの発想と障害支援の関係

アンダーソン (Anderson2006) は、現代の消費者が従来のようなマスを対象とする市場ではなく、むしろ選択肢のもっとも多い無数のニッチ市場 (= 隙間市場) に引きつけられているという傾向と、インターネットを通じた新たなマーケティングの可能性を分析した上で次のように主張する。マスを対象とする経済、すなわち「ヒット主導型の経済は、すべての人にすべてのものを提供する余裕がない時代の申し子」にすぎず、現代のように希少性を重視する世界、「インターネットの流通と小売りによって、潤沢の世界」が実現する世界、たとえばネットフリックス、アマゾン、ラプソディといったネット小売業においては、「店舗型小売業者が置かない商品の販売で総

収入のおよそ四分の一から二分の一近く」(アンダーソン Anderson2006: 45) を得ることに成功している事実を明らかにした¹²。販売量がたとえ数個の商品であっても、商品群としてみればその総量は決して少量ではない。これを言い換えれば要するに、大量生産大量消費型の販売形態に対するアンチテーゼとして、少量生産少量消費 × n 型があり得るということであろう。

アンダーソンによれば、音楽配信サービス事業者の一つ、ラプソディにおける作品ごとのダウンロード数 (購入数) を縦軸に、その作品タイトルを人気 (ランキング) 順に横軸に並べると、グラフは独特の曲線を描く (図1)。ベストセラーをはじめとするランキング上位作品のダウンロード数が多いのは当然だが、ダウンロード数の少ないランキング下位作品の曲線は降下するものの、なかなかゼロにはならない。統計学でいうところのロングテール・ディストリビューション ("long-tailed" distributions = 裾の長い分布) の形が現れる。町のレコードショップの店頭で並ぶCDは在庫スペースの物理的限界から、領域A (ヘッド=頭) の作品にとどまる。しかしインターネット市場では、曲ごとに電子データの形で在庫が可能であり、ダウンロード数がわずか数回といった少数の聴き手に支持されるミュージシャンの作品群もサーバー上に置くことができる。したがって、一人でもファンがいる限り、領域B (テール=尾) はその名称通り、どこまでも先に伸びていくのである。

こうした考え方は、きめ細かさが求められる障害支援の場において、多様なサービスメニューの提供と選択性の確保の観点からも有効であろう。サービスを提供する側の原理と、そのサービスを利用する側の原理の相違について前述したが、支援を求める1人ひとりの利用者に対して高い満

足度を保障するサービスとは、マスを対象としたサービスではなく、すなわち領域Aではなく、希少性を重視した「潤沢の世界」、すなわち領域Bに位置づけられることにより、さら

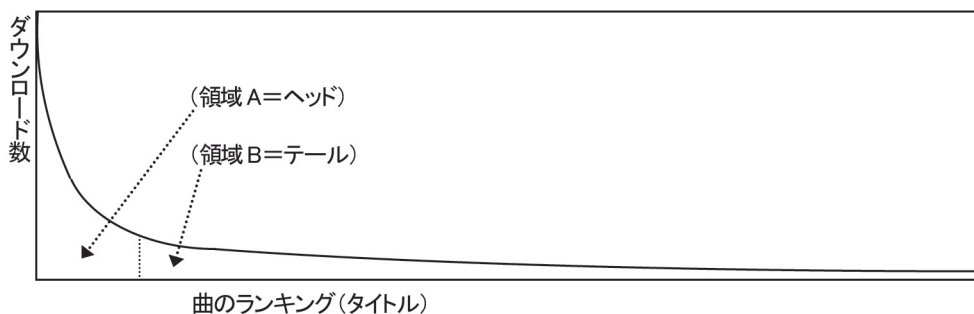


図1: アンダーソン (2006) に加筆.

に効果を発揮すると思われる。こうした考え方は、サービス供給者を公と民に分類する枠組みとは異なる。民間会社あるいはボランティアが開発したフリーソフトウェアを活用し、ボランティアが情報バリアフリーを支えるといった状況下であっても、その支援の仕組みがマスを対象とした格率にしたがう限り、領域 A である限り、個別の満足度において限界が生じざるをえない。サービスメニューが限定されるからである。ノートブックを例にとれば、利用者が求める適切な情報量は、必ずしも多くの文字情報とは限らない。なかには的確に要約された文字情報を要求する人もいる。表示された文字の適切な大きさ、字体、色についてもまた利用者の選択は様々であろう。それらの要望のすべてを供給方法において一つの仕組みにより満たすことは困難であり、またサービスメニューを領域 A の世界にとどめる限り、多様な利用者に我慢を強いることにもつながりかねない。また領域 B が拡張することにより、供給される総量としては領域 A と同量、あるいは凌駕する可能性もある。それだけにロングテールの考え方は、パック化されたサービス供給体制の再構成・再編成をめざすという点でオープンソースの発想と親和性をもつ。障害のある人が自らの意思により、思いのままに快適空間を築こうとするとごく自然な欲求に応える仕組みがロングテールであり、オープンソースといえるだろう。

障害学生支援ソフトウェア「まあちゃん」(Machan) のダウンロード、アップロードを実現するサイトは、新たな発想の枠組みに基づく障害支援という役割を担うことになる。そこではソースコードの公開のみならず、障害のある人々の声が寄せられ、その要望に応える技術者が手を上げ、個別の欲求・需要・課題に応じた支援ソフトウェアが誕生するといった循環的な形により、障害支援を充実させる方向が期待されるであろう。サイトはまさに希少性と潤沢の世界の実現を目指す、いわば IT 技術による障害支援に欠かせないサポート市場、サービス供給バザールなのである。

謝 辞：

アプリケーションソフトウェア「まあちゃん」(Machan) の名称を決めるにあたり、本ソフトウェアをはじめとする IT 技術を活用した支援の

広がりを誰よりも願っていた故西川昌代さんの愛称を使わせていただいた。快くご許可いただいたお父上である西川重毅氏に感謝申し上げます。同ソフトウェアの設計開発を担当し、オープンソース化に賛同された櫻井文彦氏、C 言語への翻訳を快く引き受けられた森直之氏にも感謝申し上げます。筆者はいわば名付け親、櫻井氏は生みの親、森氏は育ての親といってもよいであろう。また、小生の相談に応じ、日中のパイプ役として尽力された筑波技術大学の白澤麻弓准教授、長春大学特殊教育学院をご紹介いただいた筑波技術大学の張晴原教授、同学院の実質的な架け橋として尽力された鮑国東教授にも心から感謝申し上げます。

本研究は科研費（基盤研究（B）18653054）の助成を受けたものである。

This work was supported by KAKENHI (18653054).

注

- 2006 年 4 月 1 日現在。内訳は視力障害（1233 万人）、聴力障害（2004 万人）、言語障害（127 万人）、肢体障害（2412 万人）、知的障害（554 万人）、精神障害（614 万人）、重複障害（1352 万人）である（中華人民共和国 2006）。いずれも長春大学特殊教育学院における魯毅光院長の報告による。
- 我が国の障害者数は基礎調査等の合計である（厚生労働省 2005a, 2005b, 2006, 2008）。人口比は平成 20 年 10 月 1 日現在の総人口 1 億 2769 万 2 千人をもとに算出した。
- 藤村（2008）によれば、農村部に障害者が多く、また働かざるをえない背景には都市と農村の所得格差がある。障害者が求めるサービス、制度としてもっとも声が多いのは医療サービスであり貧困手当が続く。
- 北京大学在学中に文化大革命に巻き込まれた鄧樸方は、紅衛兵の取り調べ中、4 階建てのビルの窓から転落し、脊髄損傷のために下半身が麻痺した。1988 年、中国身体障害者連合会の設立に尽力し、現在は同連合会主席である。2003 年、身体障害者の権利保護に関する業績から国連人権賞を受賞したほか、2005 年には北京で開催された国際パラリンピック委員会において「パラリンピック・オーダー」を授与された（ウィキペディア 2010）。
- オープンソースの定義は、オープンソースイニシアティブ（Open Source Initiative）による 10 条項に基づく定義「OSD」が基本となっている（The Open Source Definition 1998）。邦訳は日本におけるオープンソースの管理組織「オープンソースジャパン（Open Source Japan）」を参照のこと。以下、10 条項に関し、八田訳をもとに補筆したが、加知（2008:53）を参考にした。

- (1) ソフトウェアの再配布 (無料, 有料) を認める.
 - (2) ソフトウェアの「設計図」にあたるソースコードの配付を認める.
 - (3) ソースコードの変更を認める.
 - (4) 元のソースコードを改変, あるいは修正プログラムを作成した場合, それらの配付を認めるが, 変更されたことを明確にする等, 元の開発者のソースコードの完全性 (独立性) を確保することを認める.
 - (5) ソフトウェアの利用にあたり特定の個人やグループを差別しない.
 - (6) 特定の分野の利用を差別しない. たとえば平和利用, 軍事利用を問わず許諾するということである.
 - (7) 再配布に際し, 追加項目 (ライセンス) を設けてはならない.
 - (8) ソフトウェアの利用に関し, たとえば「市販の製品等, 特定の製品を利用する場合に限り, ライセンスを認める」等, 条件を設けてはならない.
 - (9) 他のソフトウェアと共に配付する場合, そのソフトウェアに対し制限を設けてはならない.
 - (10) ソフトウェアの条件として, ウィンドウズ仕様に限定する等, 特定の技術に依存するものであってはならない.
- 6 米高等教育機関では, 聴覚障害のみならず, 学習障害, 集中力に欠ける学生に対してもノートテイクが有効として障害学生支援サービスに位置づける. ただし, その場合の筆記内容は, 要点のみ記述する等, 聴覚障害学生を対象とする場合とは内容, 方法において異なる (太田 2006: 80).
 - 7 リハビリテーションとは, 医療的側面にとどまらず, 精神的・社会的な意味においても, 最適な機能水準に達することを目標とする (国連 1982). その実現においては当事者による評価が欠かせない. ノートテイクにおいても, サービス利用者の視点による技術評価をフィードバックする仕組みが必要であることはいうまでもない.
 - 8 ビデオ等の媒体を補助教材として使用するとき, 視覚障害学生に対し映像の内容を解説する必要が生じることがある. 「まあちゃん」(Machan) では, ノートテイクが入力した解説文を画面読み上げソフトウェアと組み合わせ, 視覚障害学生が「副音声」として活用するといった状況を想定し, この機能を付与した.
 - 9 通常, 父権主義, 温情主義と訳されるパターリズムは, 本人の自由意思への干渉・強制的な介入が, 本人に利益をもたらすという理由により実行される状況を指す. しかし, 煙草の宣伝を制限することと喫煙者の健康を守ることに見られるように, 介入される者と利益を得る者が一致しない場合や, 介入される側の判断能力の有無によっていくつかのカテゴリーに分類される (江崎 2010: 65-67). 本論ではソフトウェアの利用者と, 専門的能力において利用者を凌駕する開発者との関係において, 前者の選択的な判断が制限され, かつ自己決定が侵害されるといった状況を想定する.
 - 10 GPL は開発者が自由に使用可能なライセンスである. 同ライセンスの末尾部分に, 「あなたが新しいプログラムを開発したとして, 公衆によってそれが利用される可能性を最大にしたいなら, そのプログラムをこの契約書の条項に従って誰でも再頒布あるいは変更できるようにフリーソフトウェアにするのが最善です」と明記されている (GNU 一般公衆利用許諾契約書 2002).

- 11 レイモンド (Raymond2010) によれば, 伽藍建築方式とは荘厳な大聖堂を建てる時のような中央集権的な仕事のスタイルである. それに対してバザール (市場) 方式はその名の通り, 騒がしい市場のように多くの熱心かつ自発的な参加者によるプロジェクトである. 「個人のビジョンと才能を出発点としつつも, それをボランティアな利害や興味コミュニティの構築によって増幅する人々」(レイモンド Raymond 2010: 55) によって最先端のソフトウェアが作られるプロセスを指す.
- 12 アンダーソン (Anderson2006) は, ケビン・ローズ (Rose, Kevin) の言葉を引用し, 「最大の金は最小の販売にあり」という傾向こそがロングテール市場を特徴づけていると分析する. 「すべての産業が無限の種類の顧客を持っている」ゆえに, 「顧客を一人一人の個人として扱うことができる」のである. また考え方として, 「ヘッドでは営利が優先される. 高くつくが影響力は強い大衆市場の流通経路によって, 商品から利益が生まれる」のに対し, テールでは利益はしばしば二の次とされ, 「創造の目的は自己表現, 楽しみ, 実験などさまざま」である. しかし結果として, ロングテールとは, 「アイデアが生まれて発展し, それから営利形式をとっていく, 創造の坩堝と化す」(アンダーソン Anderson 2006: 131, 414) 世界であると予測する.

文 献

1. 中華人民共和国 (2006) 「第二次全国残疾人抽样調査」
2. 中華人民共和国 (2006) 「中国障害者事業発展統計公報」
3. 厚生労働省 (2005a) 「知的障害児 (者) 基礎調査」
4. 厚生労働省 (2005b) 「社会福祉施設等調査」
5. 厚生労働省 (2006) 「身体障害児・ (者) 実態調査」
6. 厚生労働省 (2008) 「患者調査」
7. 藤村幸義 (2008) 「老後も働かざるを得ない障害者が農村に数多く存在」
(http://news.searchchina.ne.jp/disp.cgi?y=2008&d=0331&f=column_0331_003.shtml, 2010.9.29)
8. ウィキペディア (2010) 「鄧樸方」
(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%84%A7%E6%A8%B8%E6%96%B9>, 2010.9.30)
9. The Open Source Definition (1998)
(<http://www.opensource.org/docs/osd>, 2010.9.30)
10. Open Source Group Japan (2010)
(<http://www.opensource.jp>, 2010.9.30)
11. 加知豊 (2008) 『ソフトウェアライセンスの基礎知識』ソフトバンククリエイティブ
12. DiBona, Chris (1999) Introduction. DiBona, C., Ockman, S. and Stone, M. eds. OPENSOURCES:Voices from the Open Source Revolution, O'Reilly & Associates, Inc, 1999 (= 1999, 倉骨彰訳『オープンソースソフトウェア彼らはいかにしてビジネススタンダードになったのか』オーム社, 3-14)
13. Hodge, Bonnie (1997) Accommodations-or just good teaching? Greenwood Publishing Group. (= 2006, 太田晴康監訳『障害のある学生を支える』文理閣, 80)

14. 国連 (1982) 「障害者に関する世界行動計画」
15. GNU 一般公衆利用許諾契約書 (2002) (バージョン 2, 1991年6月, 日本語訳, 2002年8月28日)
(http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses%2FGNU_General_Public_License,2010.9.30)
16. Stallman, Richard(1999) The GNU Operating System and the Free Software Movement. DiBona, C., Ockman, S. and Stone, M. eds. OPENSOURCES:Voices from the Open Source Revolution. O'Reilly & Associates, Inc, 1999 (= 1999, 倉骨彰訳『オープンソースソフトウェア 彼らはいかにしてビジネススタンダードになったのか』オーム社, 106-107)
17. Raymond, Eric(2010) The Cathedral and the Bazaar. (= 1999 山形浩生訳『伽藍とバザール』光芒社)
18. Anderson, Chris(2006)The Long Tail. (= 2009 篠森ゆりこ訳『ロングテール [アップデート版]』早川書房, 8, 25)
19. 江崎一朗 (2010) 「パターナリズム - 概念の説明 -」
加藤尚武・加茂直樹編 『生命倫理を学ぶ人のために』
世界思想社.

2010年 研究活動報告

2010年1月1日～12月

※本紀要に発表された論文は掲載されていない

福祉心理学科

教授 小田部雄次

単行本

- 単著 『皇室と静岡』 静新新書 2010年9月
- 単著 『昭憲皇太后・貞明皇后』 ミネルヴァ書房 2010年11月
- 単著 『天皇と宮家』 新人物往来社 2010年12月

論文

- 単著 「『神々の乱心』と「奥」の世界」(北九州市松本清張記念館『松本清張研究』第11号 2010年3月)
- 単著 「戦後天皇制とは何か 近代皇室と静岡地域との関係を中心に」(静岡近代史研究会『静岡県近代史研究』第35号 2010年10月)

教授 山城厚生

その他

- 共著 『スクールソーシャルワーク(S S W) 実践報告：拠点校工における間接支援の実際(島田氏の場合)』 第9回 日本精神保健福祉学会報告集 2010年9月

准教授 清水将一

論文

- 単著 「社会福祉協議会ボランティアセンターにおける協働について」：ボランティアセンターの役割と課題そして未来像(地域協働研究所年報『地域協働』第6号 愛知江南短期大学 2010年3月)
- 単著 「阪神タイガース・ファン型ボランティアのすすめ」：甲子園球場的コミュニティに関する考察(『福祉研究』101号 日本福祉大学社会福祉学会 2010年3月)

准教授 長坂和則

単行本

- 共著 精神保健福祉士国家試験対策用語辞典〔「精神医学」「精神科リハビリテーション学」「精神保健福祉援助技術」担当〕 弘文堂 2010年6月
- 共著 精神保健福祉士国家試験対策選択別問題集〔「精神医学」「精神保健学」「精神保健福祉援助技術」担当〕 弘文堂 2010年9月
- 編著 精神保健福祉士国家試験専門5教科キーワード〔「精神科リハビリテーション学」「資料」担当〕 へるす出版 2010年11月
- 共著 人体の構造と機能及び疾病 社会福祉士シリーズ1〔「第6章精神保健学」担当〕 弘文堂 2010年12月

医療福祉学科

教授 石井 幹太

論文

共著 「新しい学問体系環境福祉学を志向した日本地域活性大学の創成研究(第1報):創成理論」, 地域活性研究 Vol.1, 73 - 82, 2010.

共著 「化学発光検出を利用した鉄鋼中ホウ素の連続試料注入 / 連続流れ分析システムの試作, 材料とプロセス, Vol.23, 718-721, 2010.

その他

共著 「地域活性大学の創成と人財育成」, 地域活性学会第2回研究大会論文集 ,pp.253-256, 2010.

教授 平井 利明

単行本

共著 「QOLの向上とアクティビティサービス」明石出版 2010年3月

共著 「サービス介助士2級・準2級公認テキスト」日本ケアフィットサービス協会 2010年4月

共著 文部科学省学習指導要領専門教科「情報」文部科学省 2010年4月

論文

単著 「視覚障害者に対する差別用語と表現、意識:当事者の意識と学生の意識」
日本福祉文化学会福祉文化研究 2010.vol.19 2010年3月

単著 「障害者の就労支援とその施策、課題」単著 静岡福祉大学紀要 2010.1 vol.6 2010年1月

その他

単著 「運動機能障害のある人のための福祉機器開発の実践」日本福祉文化学会実践報告集第6号
2010年3月

講師 岡澤 裕子

論文

共著 “Atmospheric neutrino oscillation analysis with sub-leading effects in Super-Kamiokande I, II, and III”, Physical Review D81:092004

健康福祉学科

教授 太田 晴 康

単行本

共著 『要約筆記者養成等調査検討事業報告書』平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト
(厚生労働省助成事業) 編 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 2010年3月

論文

共著 「文字通訳による入力文の評価に関する研究」 『通訳翻訳研究 No.9』 日本通訳翻訳学会
2010年4月

教授 末 廣 貴 生子

単行本

単著 『外国人住民のための介護技術と日本語講座(日本語の練習編)』やまもと印刷工業
2010年9月

教授 田 崎 裕 美

単行本

編著 『生活支援のための調理実習』建帛社 2010年4月

共著 『福祉のための家政学』 建帛社 2010年4月

その他

共著 Cooking Activities for Universal Design -Support for Cooking Activities for the Elderly
and People with Disabilities- The 3rd International Conference for Universal Design in
HAMAMATSU 2010 (第3回国際ユニバーサルデザイン会議 予稿集)

教授 戸 田 裕 司

単行本

共著 『名公書判清明集』(官吏門) 訳注稿 下』(清明集研究会、2010年9月)

教授 中 野 い ず み

論文

単著 「認知症ケアの模索：1970-80年代における特別養護老人ホーム山水園の実践からー」
『社会福祉』第50号 日本女子大学社会福祉学会 2010年3月

准教授 向山 守

単行本

共著 『カミングズの詩を遊ぶ』 水声社 2010年7月

共著 (翻訳) 『拓かれた空間：フォレスト・ガンダー対訳詩集』 慶応義塾大学出版会 2010年10月

論文

単著 「イエス・アイ・フィール・コーク」 (『静岡福祉大学紀要』 静岡福祉大学 2010年1月)